

日常生活支援住居施設 生活支援提供責任者等研修

令和5年1月

厚生労働省社会・援護局保護課

目 次

■ 日常生活支援住居施設の制度上の位置付け	3
■ 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令 で定める要件等を定める省令（要件省令）	8
・ 人員に関する基準	10
・ 個別支援計画の作成等	16
・ 支援対象者	21
■ 支弁基準	27
■ 参考資料①～③	41

日常生活支援住居施設の 制度上の位置付け

貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援<令和2年4月施行>

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

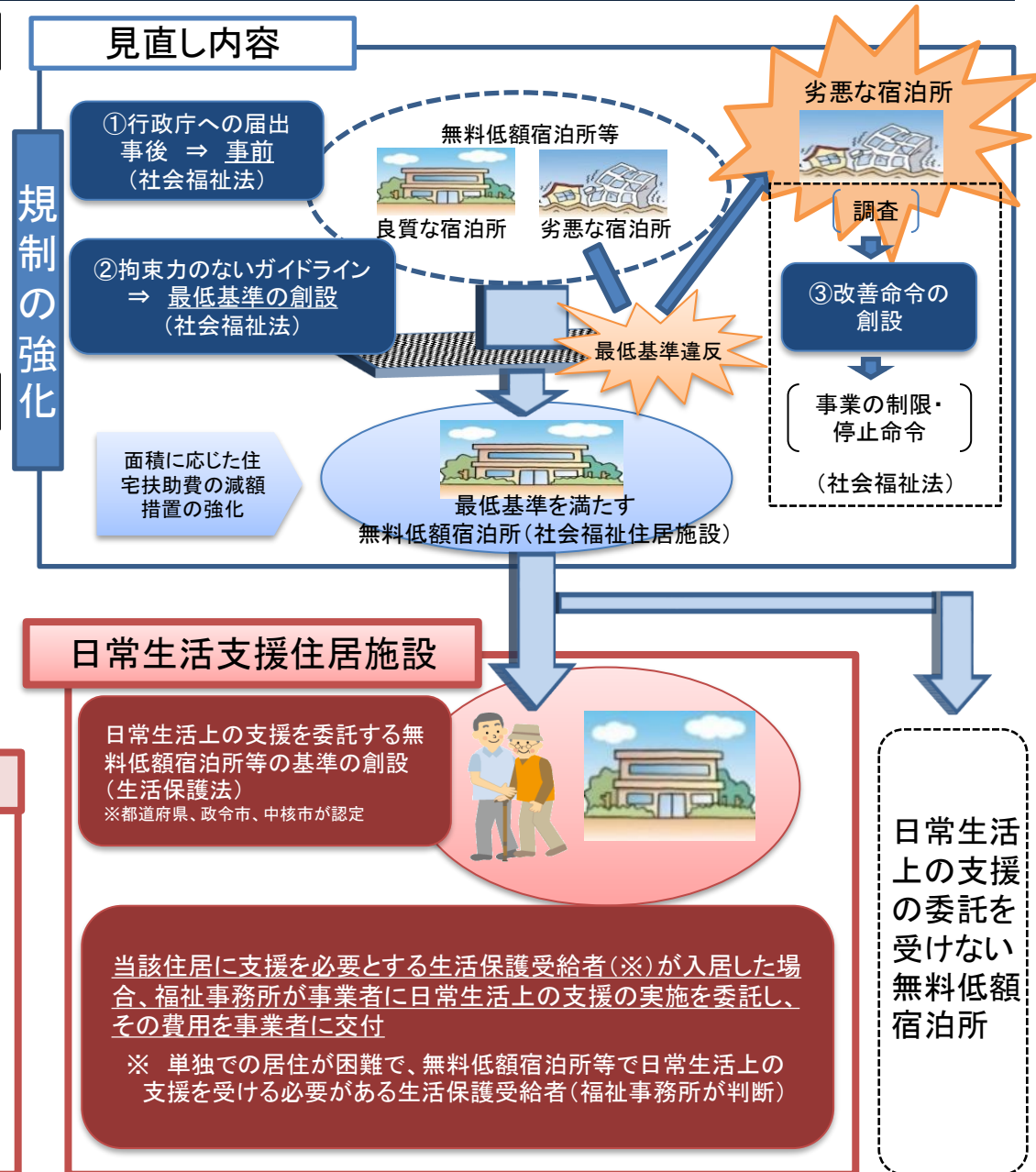
- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
- ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ②従来ガイドライン(通知)で定めていた設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設 <令和元年8月省令公布>
- ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、一定の支援体制が確保された「日常生活支援住居施設」において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
- ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、日常生活支援住居施設に委託可能とする

日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費

- 日常生活支援住居施設の認定要件(人員配置基準)
利用者15人に対して職員1名(常勤換算15:1)を配置
- 日常生活支援に係る委託事務費
入居者1人あたり月額<地域別> 28,800円 ~ 23,100円
※ 職員を増配置している施設については、職員配置の状況に応じた加算措置
- 日常生活支援住居施設への委託開始等のスケジュール
・施設の認定申請を令和2年4月以降から受け付け、
令和2年10月から委託を開始

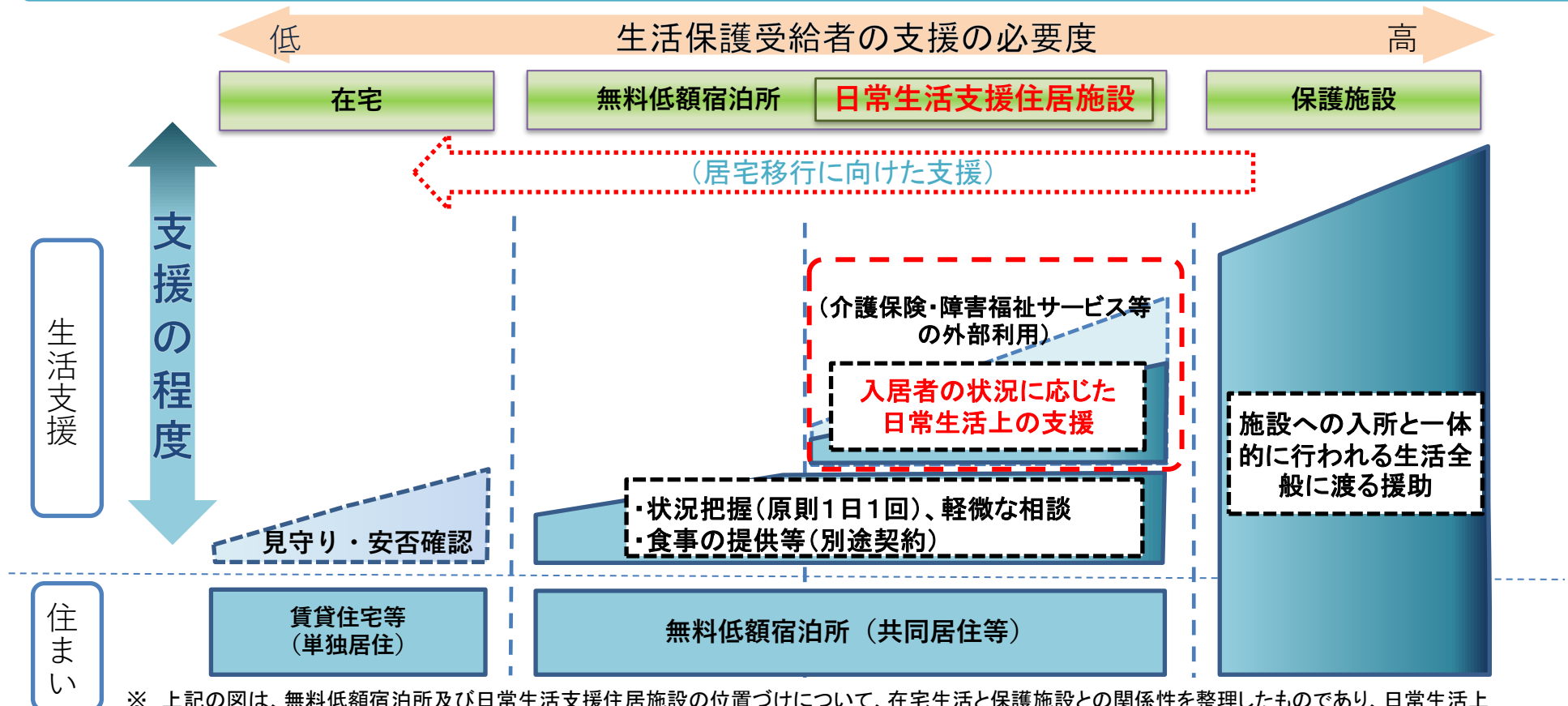


日常生活支援住居施設の位置付けについて

事業概要

【令和5年度予算案】 2,678,356千円 (2,678,356千円)
実施主体：都道府県、指定都市、福祉事務所設置自治体
負担率：3／4

- 生活保護受給者のうち、食事や洗濯等の家事、服薬等の健康管理、日常の金銭管理、人とのコミュニケーション等、日常生活を送る上での課題を有する者が地域の中で安定して暮らしていくためには、住まいそのものの確保のみならず、その者の課題に応じた生活上の支援を行うことが必要。
- 改正生活保護法に基づき、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援について、適切な支援体制を確保した日常生活支援住居施設に委託する仕組みを創設し、支援の実施に必要な経費を負担する。



※ 上記の図は、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の位置づけについて、在宅生活と保護施設との関係性を整理したものであり、日常生活上の支援の提供については、他法のサービス活用など様々な形態があることに留意。

生活困窮者等の自立を促進するための
生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は令和3年1月1日、2. (3)は令和2年4月1日、3. は令和元年9月1日※ 等）
※令和元年11月支払いより適用

無料低額宿泊所等の実施状況等

無料低額宿泊所等の実施状況

無料低額宿泊所

- 生計困難者のために無料又は低額な料金で利用させる施設（社会福祉法第2条第3項第8号）であり、事業を開始する前に都道府県知事等へ届け出なければならない。
- 箇所数：649箇所、入所者数18,152人
※令和4年4月1日時点。

総数	内訳					
	社会福祉法人	医療法人	社団・財団法人	NPO法人	営利法人	その他
649 (100.0%)	34 (5.2%)	1 (0.2%)	26 (4.0%)	421 (64.9%)	119 (18.3%)	48 (7.4%)

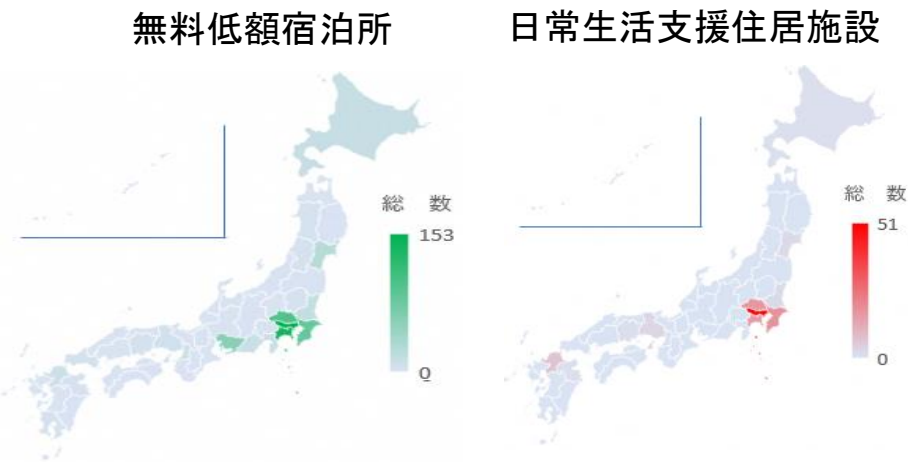
日常生活支援住居施設

- 箇所数：120箇所、入所者数2,267人
※令和4年4月1日時点。

無料低額宿泊所等に対する取組

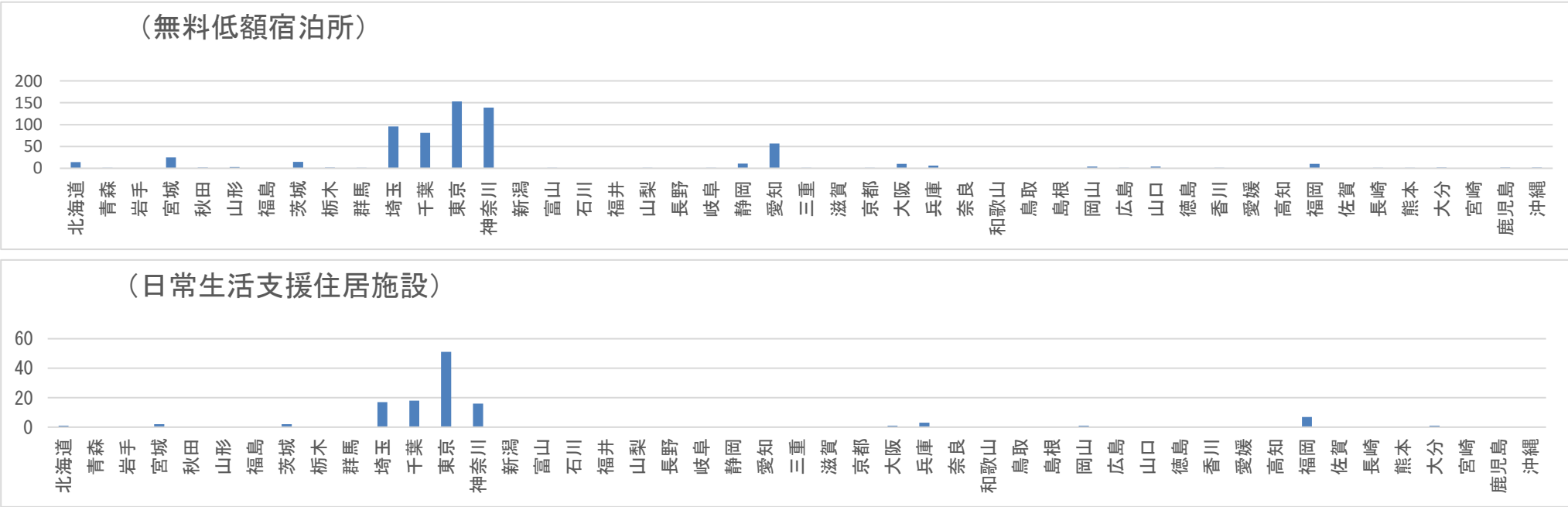
- 平成15年度 無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針（ガイドライン）策定
- 平成27年4月 ガイドラインの見直し
→ 「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を見直し、社会福祉法の各種規定の解釈（定義の明確化、不当な行為に該当する範囲等）を示し、事業者の届出を徹底させ、社会福祉法に基づく行政の関与による運営の適正化を徹底。
- 平成27年7月～ 住宅扶助基準の見直し
→ 住宅扶助の上限額を床面積に応じて減額する仕組みを導入。
- 令和2年4月 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準省令の施行
→ 事業範囲の明確化、事前届出制、多人数部屋・簡易個室の解消、居室面積等の最低基準を省令で規定。
当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定。
- 令和2年4月 日常生活支援住居施設の創設（支援委託は同10月～）
→ 無料低額宿泊所のうち、一定の基準を満たすと認定された「日常生活支援住居施設」においては、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活支援を福祉事務所が委託して実施。
- 令和3年度 無料低額宿泊所等から居宅生活へ移行する者への支援（居住不安定者等居宅生活移行支援事業）
→ 無料低額宿泊所等に居宅移行を支援する者の人件費等の財政支援を実施。
- 令和4年4月 無料低額宿泊所サテライト型住居の運用開始
→ 一般居宅での生活に移行する準備をしているもの等の居宅生活に近い状態像の者等を想定し、巡回型等による支援を実施

無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設の分布（イメージ）



分類	施設等	施設数
無料低額宿泊所等	無料低額宿泊所	649
	日常生活支援住居施設	120

※ 無料低額宿泊所数は保護課調べ（令和4年4月1日時点）
※ 日常生活支援住居施設数は保護課調べ（令和4年4月1日時点）



**日常生活支援住居施設に関する
厚生労働省令で定める要件等を
定める省令（要件省令）**

日常生活支援住居施設に係る要件省令の構成について

事項	項目	内容（主に入居者への支援内容に関する部分の要約）
第1章 総則	第1条（認定の要件） 第2条（認定の申請等） 第3条（市町村の長の意見の聴取） 第4条（都道府県の設置する施設の取扱） 第5条（認定の辞退） 第6条（認定の取消し等） 第7条（対象者） 第8条（支援の内容）	（第7条）対象者 保護の実施機関が、以下を総合的に判断し、入所を希望している者を委託 ・ 心身の状況や生活歴 ・ 自立した日常生活及び社会生活を営むために解決すべき課題 ・ 活用可能な社会資源 ・ 家族との関係等 （第8条）支援の内容 ・ 生活課題に関する相談、食事の提供等の日常生活を営むために必要な便宜を供与 ・ 個別支援計画に基づき、家事等に関する支援、服薬管理等の健康管理の支援、日常生活に係る金銭の管理の支援、社会との交流の促進、関係機関との連絡調整を行う。
第2章 基本方針	第9条（日常生活支援住居施設における支援）	（第9条）日常生活支援住居施設における支援 個別支援計画に基づき、 ・ 居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所者がその能力に応じ自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを目指す。 ・ 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って行われる。 ・ 入所者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入所者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。 ・ 入所者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービスを行う者によるサービスに不当に偏ることのないよう公正中立に行われる。 ・ 提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
第3章 人員に関する基準	第10条（従業者の員数） 第11条（管理者） 第12条（管理者及び従業者の資格要件）	
第4章 設備及び運営に関する基準	第13条（提供拒否の禁止） 第14条（日常生活上の支援の提供方針） 第15条（個別支援計画の作成等） 第16条（生活支援提供責任者の責務） 第17条（保護の変更等の届出） 第18条（秘密保持） 第19条（相談等） 第20条（日常生活及び社会生活上の支援） 第21条（社会生活上の便宜の供与等） 第22条（地域との連携） 第23条（事業者等からの利益收受等の禁止） 第24条（調査への協力等） 第25条（会計の区分）	（第14条）日常生活上の支援の提供方針 ・ 支援が漫然と画一的にならず、継続的かつ計画的に適切な支援が行われるよう配慮する。 ・ 懇切丁寧に行うことを旨とし、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明する。 ・ 保護の実施機関その他の都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努める。 ・ 入所者の心身の状況等により、支援を提供することが困難であると認めた場合又は入所者が他の社会福祉施設の入所を希望する場合には、保護の実施機関と協議したうえで、入所を希望する施設への紹介その他の便宜の供与を行う。 （第21条）社会生活上の便宜の供与 ・ 入所者本人が行政機関に対する手続き等を行うことが困難である場合は、入所者の同意を得て代わって行わなければならない。 （第22条） ・ 運営に当たっては、地域住民又は自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。
	第26条（準用規定）	日常生活支援住居施設の設備及び運営に関する基準については、この章に規定するもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の例による。

人員に関する基準

人員に関する基準について(省令・通知)

職種	配置	要件
(従業者の員数) 第10条 日常生活支援住居施設には、入所者に対する日常生活上の支援を行う生活支援員を置く。	(従業者の員数) 第11条 2 日常生活支援住居施設に置くべき生活支援員の員数は、常勤換算方法（施設の従業者の勤務延べ時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。）で、入所定員を15で除して得た数以上とする。 (解釈通知) 第3 人員基準 1 生活支援員（第10条第1項及び第2項関係） (1)日常生活支援住居施設には、入所者に対する日常生活上の支援を行う生活支援員を置くものであること。生活支援員とは、入所者に対する相談援助及び個別支援計画に基づく支援業務を行う職員のことであり、専ら食事の調理業務、施設の清掃や修繕等の管理業務を行う職員は含まれないものであること。	(管理者及び従業者の資格要件) 第12条 3 日常生活支援住居施設は、当該日常生活支援住居施設の生活支援員（日常生活支援住居施設の管理者及び生活支援提供責任者を除く。）が、できる限り同法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。
(従業者の員数) 第10条 3 日常生活支援住居施設は、生活支援員のうち次項に掲げる員数の者を生活支援提供責任者としなければならない。	(従業者の員数) 第10条 4 生活支援提供責任者は、次の各号に掲げる入所定員の区分に応じ、それぞれ各号に掲げる員数を配置するものとする。 一 入所定員が30以下 1以上 二 入所定員が31以上 1に、入所定員が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 (従業者の員数) 第10条 5 生活支援提供責任者は、常勤職員であって専ら日常生活支援住居施設の業務に従事する者でなければならない。	(管理者及び従業者の資格要件) 第12条 2 生活支援提供責任者は、同法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならない。
(管理者) 第11条 日常生活支援住居施設には、その施設ごとに専任の管理者を置かなければならない。	(管理者) 第11条 2 日常生活支援住居施設の管理者は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）第6条第1項に規定する施設長を兼ねるものとする。 3 日常生活支援住居施設の管理者は、当該施設の生活支援員及び生活支援提供責任者を兼ねることができる。	(管理者及び従業者の資格要件) 第12条 日常生活支援住居施設の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

人員に関する基準について(参考)

「社会福祉法」(昭和26年法律第45号)

(資格等)

第19条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢20年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学、旧高等学校令(大正7年勅令第389号)に基づく高等学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

「社会福祉法施行規則」(昭和26年厚生省令第28号)

(法第19条第1項第五号に規定する厚生労働省令で定める者)

第1条の2 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第19条第1項第五号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 精神保健福祉士
- 二 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、法第19条第1項第一号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

「社会福祉主事の資格に関する科目指定」(昭和25年8月29日 厚生省告示第226号)

社会福祉主事の設置に関する法律(昭和25年法律第182号)第2条第1項第一号の規定による社会福祉に関する科目を次のように指定する。

社会福祉主事の資格に関する科目指定

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学及び家政学のうち三科目以上

(以下、略)

人員に関する基準について(Q&A)

Q 5	要件省令第2条に関して、要件解釈通知第1の4(2)で無料低額宿泊所の一部を日常生活支援住居施設とすることについて、「無料低額宿泊所の業務に従事する職員と、日常生活支援住居施設の業務に従事する職員が、それぞれ基準どおり配置されている」とは、無料低額宿泊所開始の届出が2事業所について必要となり、施設長は合計2名配置する必要があるということでしょうか。
A	お見込みのとおり。 なお、2名の施設長はそれぞれ専任であり、同一人物が兼任することは認められないので留意すること。
Q 6	要件省令第10条から第12条までの人員に関する基準に関して、例えば、定員が15名の日常生活支援住居施設を運営するに当たっては、1名の管理者兼生活支援提供責任者が生活支援員の業務をすべて行えば職員総数1名の配置で基準を満たしていると解してよろしいか。
A	お見込みのとおり。 ただし、基準省令第13条第1項で無料低額宿泊所の「職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数」としているので1人の職員が管理者兼生活支援提供責任者の職責を果たしつつ、当該施設で提供を予定しているサービスもすべて提供できるのか確認する必要がある。
Q 8	無料低額宿泊所や日常生活支援住居施設を現に入居している者が当該事業所の職員として勤務することについて、可能な範囲と留意事項について示されたい。
A	基準解釈通知第1の5で「入居者を、当該無料低額宿泊所に入居した状態で施設長とすることは認められない」としているが、施設長のほか、日常生活支援住居施設の委託対象である入居者は、日常生活支援の提供を受ける必要がある者であることから、提供する側の生活支援員となることは適切ではない。よって、日常生活支援住居施設の委託対象である入居者は、施設長及び生活支援員の業務以外において勤務することが可能である。 なお、入居者を職員とするにあたっては、予め勤務の時間帯を明確にし、勤務時間中は、休憩時間を除いて本人の居室以外で従事させるなど、他の入居者等から見て職員であることが明確に認識されるようにすること。そのほかの場合においても、日常生活支援住居施設を含む無料低額宿泊所は「基本的に一時的な居住の場」(基準省令第3条第3項)であるので、特定の入居者に施設の運営を依存し、当該施設での勤務を継続させる目的で居室の利用契約の期間を更新するようなことはあってはならない。

(出典)「無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設に関するQ&A(R2年9月版)」(令和2年9月30日 保護課保護事業室 事務連絡)

(社会福祉士)

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日付 社庶第29号 厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知）

2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、**福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種**は、次のとおりとする。

(84) 生活保護法第30条に規定する**日常生活支援住居施設**

- 「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」（令和2年厚生労働省令第44号）第10条第1項に規定する**生活支援員**及び同条第3項に規定する**生活支援提供責任者**

(精神保健福祉士)

「指定施設における業務の範囲等について」（平成23年8月5日付 障発0805第4号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

2 施行規則第2条第15号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成23年厚生労働省告示第277号。以下「施設告示」という。）

第1号から第3号までに定める施設において、**精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例**は、次のとおりとする。

(16) 生活保護法第30条に規定する**日常生活支援住居施設**

- 「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」（令和2年厚生労働省令第44号）第10条第1項に規定する**生活支援員**及び同条第3項に規定する**生活支援提供責任者**

従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表

32時間を超えない場合は「32」と記載し「特記事項」に実際の所定時間数を記入すること。

○施設名 生活支援ハウスとまと ○入所定員 35 世帯 40 人 ○常勤職員が1週間に勤務すべき所定時間数 40 時間

○令和 2 年 10 月分 ○(宿直体制加算を申請する場合のみ) 夜間及び深夜の時間設定 21:00~6:00

作成する年月の実際の曜日を記入すること。

各事業所において入所者の生活サイクルに応じて、1日の活動終了時刻から開始時刻を記入する。少なくとも22:00-翌5:00は含むこと。

業務の内容	職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							1~4週の 合計	備			
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			29	30	31
				木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水			木	金	土
1	生活支援員の業務	生活支援提供責任者	常勤・専従	日住 一郎	6.0	6.0	6.0		6.0	6.0	6.0	6.0	6.0		12.0	0.0	6.0	6.0	6.0		6.0	6.0	6.0	6.0	6.0			12.0	0.0	6.0	6.0	120.0	(管理者)			
2	生活支援員の業務	生活支援提供責任者	常勤・専従	無低 春美	8.0	14.0	0.0		8.0	8.0	8.0	8.0			8.0	8.0	8.0	14.0	0.0		8.0	8.0	8.0	14.0	0.0		8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	154.0				
3	生活支援員の業務	生活支援員	非常勤・兼務	自立 次郎	5.5			5.5		5.5	9.0	0.0	5.5		5.5			5.5			5.5	5.5	9.0	0.0		5.5		5.5	9.0	0.0		73.0	月16日勤務 居宅移行支援と兼務			
4	生活支援員の業務	生活支援員	非常勤・専従	就労 夏美		8.0		14.0	0.0		8.0	8.0		8.0		8.0		8.0			8.0			8.0	14.0	0.0	8.0		8.0	8.0		116.0	月16日勤務			
5	生活支援員の業務	生活支援員	非常勤・専従	住宅 三郎	14.0	0.0		8.0	8.0		8.0	8.0		8.0	8.0		8.0	8.0		14.0	0.0		8.0				8.0			8.0	8.0	108.0	月16日勤務			
6	その他の業務	生活支援提供責任者	常勤・専従	日住 一郎	2.0	2.0	2.0		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0		2.0		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0			2.0		2.0	2.0		36.0	(管理者)			
7	宿直体制に係る業務	生活支援提供責任者	常勤・専従	日住 一郎											2.0												2.0					4.0	(管理者)			
8	宿直体制に係る業務	生活支援提供責任者	常勤・専従	無低 春美		2.0											2.0							2.0								6.0				
9	宿直体制に係る業務	生活支援員	非常勤・兼務	自立 次郎							2.0												2.0						2.0			4.0				
10	宿直体制に係る業務	生活支援員	非常勤・専従	就労 夏美					2.0															2.0								4.0				
11	宿直体制に係る業務	生活支援員	非常勤・専従	住宅 三郎	2.0															2.0												4.0				
12	その他の業務	その他	非常勤・専従	支援 秋美				8.0						8.0					8.0						8.0							32.0				
13	宿直体制に係る業務	その他	断続的労働等	福祉 四郎			夜管	夜管		夜管	夜管		夜管	夜管	夜管		夜管	夜管	夜管		夜管	夜管	夜管	夜管		夜管	夜管		夜管	夜管	夜管	0.0	17:15~翌8:45(管理人)			
14																																0.0				
15																																0.0				
同一の職員であっても「業務時間数 (4週 571.0 時間)				33.5	28.0	6.0	0.0	33.5	22.0	19.5	39.0	30.0	5.5	0.0	28.0	21.5	22.0	22.0	36.0	5.5	0.0	28.0	19.5	19.5	39.0	28.0	14.0	0.0	21.5	28.0	21.5	31.0	22.0	8.0	委託、宿日直、断続的労働等	

同一の職員であっても「業務の内容」が異なる場合は分けて記入すること。

時間数 (4週 571.0 時間)

この例では21:00-22:00、5:00-6:00は通常、日常生活支援を行わないとされる時間帯なので2時間は「生活支援員の業務」には含めていない。

委託、宿日直、断続的労働等の時間は、備考又は特記事項に実際に勤務する時間帯を記入すること。

【特記事項】

- ・日勤は8:30-17:30の8時間勤務を基本とし、8:00から21:00の間で時差出勤あり。
- ・宿直勤務時は8:30-翌8:30の16時間勤務。22:00-翌5:00は宿直時間帯。上表では
の色で記入した。時間数は 宿直開始の日に次の日の勤務時間数をもとめて記入した。
- ・月単位の変形労働時間制を採用。
- ・管理人は断続的労働による勤務。勤務日を「夜管」と表記。
- ・就業規則、宿直・断続的労働・最低賃金減額特例の許可証を添付。

必要な書類を添付すること。

○生活支援員数 入所定員の総数ではなく世帯数。 必要生活支援員数 2 = 必要生活支援提供責任者の数 2

○入所定員と生活支援員数の比率 入所定員(世帯) 35 : 生活支援員の常勤換算人数 3.57 = 9.81 : 1

個別支援計画の作成等

個別支援計画について(省令・通知)

個別支援計画の作成等（省令）

解釈通知

- 第15条 日常生活支援住居施設を経営する者は、**生活支援提供責任者**に日常生活支援に係る個別支援計画（以下「**個別支援計画**」という。）を作成させなければならない。
- 2 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて入所者の希望する生活や課題等の把握（以下「**アセスメント**」という。）を行い、入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 生活支援提供責任者は、入所者に**面接してアセスメント**を行わなければならない。この場合において、生活支援提供責任者は、面接の趣旨を**入所者に対して十分に説明し、理解を得**なければならない。
- 4 生活支援提供責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、日常生活及び社会生活上の支援の目標並びにその達成時期並びに日常生活及び社会生活上の支援を提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の**原案**を作成しなければならない。この場合において、当該日常生活支援住居施設が提供する日常生活及び社会生活上の支援**以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携**も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 生活支援提供責任者は、必要に応じて、**担当者会議**（生活支援提供責任者が個別支援計画の作成のために当該個別支援計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。第18条において同じ。）の開催等により、当該個別支援計画の原案の内容について説明を行うとともに、当該担当者から、専門的な見地からの意見を求めることができる。
- 6 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たり、その内容について、あらかじめ、当該個別支援計画に係る被保護者の**保護の実施機関に協議し、同意**を得なければならない。
- 7 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たり、その内容について**入所者に対して説明し、文書により入所者の同意を得**なければならない。
- 8 生活支援提供責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を**入所者に交付**しなければならない。
- 9 生活支援提供責任者は、個別支援計画を作成した際には、その**写し**を当該個別支援計画に係る被保護者の**保護の実施機関に対し遅滞なく提出**しなければならない。
- 10 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「**モニタリング**」という。）を行うとともに、**少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う**ものとする。
- 11 生活支援提供責任者は、モニタリングに当たっては、定期的に入所者に面接するとともに、**モニタリングの結果を記録**しなければならない。
- 12 第2項から第9項までの規定は、第10項に規定する個別支援計画の**変更について準用**する。

- 3 個別支援計画の作成(第15条関係)
- (1) 個別支援計画とは、入所者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、日常生活及び社会生活上の支援の目標及びその達成時期、支援を提供する上での留意事項等を記載した書面であること。また、個別支援計画は、入所者の心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて入所者の希望する生活や課題等の把握を行い、できる限り居室における生活への復帰等を念頭において、入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものであること。
- (2) 生活支援提供責任者は、当該日常生活支援住居施設以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、個別支援計画の原案を作成し、以下の手順により個別支援計画に基づく支援を実施するものであること。
- ア 個別支援計画の作成に当たり、保護の実施機関における援助方針との整合性を図る観点から、個別支援計画の内容について保護の実施機関に協議し、同意を得ること。
- イ 当該個別支援計画の原案の内容について、入所者に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得ること。
- ウ 入所者へ当該個別支援計画を交付するとともに、その写しを保護の実施機関に提出すること。
- エ 当該個別支援計画の実施状況の把握及び個別支援計画の見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも6月に1回以上行われ、必要に応じて個別支援計画の変更を行う必要があること。）を行うこと。

個別支援計画について(支弁基準・実施要領)

「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」(令和3年4月27日 厚生労働省発社援0427第3号 厚生労働事務次官)(一部抜粋)

(別紙)

「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準」

5 日常生活支援委託事務費

(2) 日常生活支援委託事務費支弁基準額の改定及び減算の方法

ウ 当該施設において、個別支援計画の作成が適切に行われていない場合における日常生活支援委託事務費の減算は、その事実が生じた月から解消されるに至った月の前月まで、該当する入所者について、別に定める方法によって行うこと。

「日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の取扱いについて」(令和2年7月1日 社援保発0701第1号 厚生労働省社会・援護局保護課長)(一部抜粋)

第2 日常生活支援委託事務費の取扱いについて

3 一般事務費単価の減算等について

(2) 個別支援計画の作成が適切に行われていない場合における減算

個別支援計画の作成が適切に行われていない被保護者については、単価の100分の70(10円未満は切捨て)を算定することとし、当該計画を作成した日の属する月の前月までの期間を減算の対象とすること。また、減算を開始してから継続して四月目以降は単価の100分の50(10円未満は切捨て)を算定すること。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(令和2年3月31日一部改正)(一部抜粋)

第12 調査及び援助方針

問2 無料低額宿泊所に入所中の者に対し、訪問調査を行う場合、居宅の場合と同様、局長通知第12の1(2)に基づき、少なくとも1年に2回以上訪問するべきか。当該施設が日常生活支援住居施設の認定を受けている場合も同様か。

答 お見込みのとおり。

なお、訪問調査を行うにあたっては、居宅生活への移行が可能か検証する等、自立に向けた支援の検討を行うこと。

また、日常生活支援住居施設の入所者への訪問調査にあたっては、個別支援計画に基づく支援の実施状況についても確認を行い、必要に応じて計画の見直し等について施設の生活支援員と協議すること。

個別支援計画について(Q&A)

Q 9	要件省令第15条の 個別支援計画 の作成等に関して「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」(平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知。以下「支弁基準」という。)別紙5(2)ウで「適切に行われていない場合における日常生活支援委託事務費の減算」が規定されているが、具体的にどのような状態の場合に計画の作成が適切に行われていないものとして 減算 対象となるのか。
A	以下に掲げる例のような場合に減算とされたい。なお、以下に含まれない事項であっても要件省令第15条等で規定している事項については、日常生活支援住居施設の責務として実施が求められることに留意すること。 ① 個別支援計画(原案)について実施機関と協議を行っていない、又は同意を得るように努めていない。 ② 個別支援計画の内容について、入所者に説明していない、又は入所者の同意を得るように努めていない。 ③ 6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行っていない。 ④ 個別支援計画が保管されていない。 ⑤ 生活支援提供責任者の要件を満たしていない者が個別支援計画を作成している。
Q10	要件省令第15条の 個別支援計画 の作成等に関して、個別支援計画作成の 完了 は、計画の内容について文書により入所者の同意を得た時点と解してよろしいか。また、要件省令第15条第7項の「少なくとも6月に1回以上」行う個別支援計画の 見直し の期間は、前回の計画作成の完了時点から今回の計画作成の完了時点までと解してよろしいか。
A	個別支援計画作成の完了時点は、原則、個別支援計画の内容について文書により入所者の同意を得たときとなる。ただし、例えば、当該入所者が認知症により理解をすることが困難であるなど、同意を得るように努めたにもかかわらず、当該入所者の同意が得られないやむを得ない事情がある場合には、生活支援提供責任者が入所者に個別支援計画の内容を説明したときをもって、個別支援計画の作成が完了したとみなしてよい。ただし、この場合、ケース記録等に説明時の状況を記録しておくこととされたい。個別支援計画の見直しの期間についてはお見込みのとおり。
Q11	要件省令第15条の 個別支援計画 の作成等に関して、既存の無料低額宿泊所が新規に日常生活支援住居施設の認定を受ける際、認定以前に施設と入居者の間で個別支援計画が作成されている場合であっても、認定後、改めて個別支援計画を作成することが必要となるのか。
A	日常生活支援住居施設の認定を受けた時点で、既に要件省令等で求められている個別支援計画に関する諸規定をすべて満たしている計画が存在する場合には、当該計画をもって、正式な個別支援計画として差し支えない。また、計画の見直し期間についても、認定前に作成した計画の、直近の作成日を起算日として差し支えない。
Q12	要件省令第15条の 個別支援計画 の作成等に関して、支弁基準の別紙5(2)ウでは、「日常生活支援委託事務費の 減算 は、その事実が生じた月から」行うとされている。しかしながら、例えば7月31日に入所した場合、その当日中に個別支援計画を作成しなければ7月31日分の一般事務費単価が減算とすることは合理性に欠けると思われる。アセスメント、担当者会議、実施機関との協議等、入所して初回の計画の作成に要する適切な期間を示されたい。
A	入所して初回の個別支援計画を作成する場合に限り、入所日が属する月の翌月までは個別支援計画の作成に要する一定の時間がかかることを考慮し減算しないこととして差し支えない。事業所は、入所直後においても当面の生活目標について入所者と口頭で確認する等、入所者との合意形成に努め、入所日が属する月の翌月末日までには個別支援計画の作成を行うこと。例えば7月31日に入所し、その当日に入所者とは当面の生活目標を口頭で確認していたが、個別支援計画を9月に作成した場合には8月分は減算の対象、7月分及び9月分は減算対象外となる。

個別支援計画について

(別添)

日常生活支援住居施設 個別支援計画 様式(例)

利用者氏名	_____様	生年月日	_____年 _____月 _____日	計画書 No.	第 _____ 回目
事業所名		個別支援計画 作成担当者名	生活支援提供責任者 氏名: _____	計画作成日	_____年 _____月 _____日

入所者の生活 に対する意向		総合的な支援 の方針	
------------------	--	---------------	--

生活全般の質を向上させるための課題(ニーズ)	日常生活及び社会生活上の支援の目標(課題に対する目標)	達成時期(期間)	支援内容・方法等			備考(留意事項)
			内容	方法	提供機関担当者	

【同意書】

私は、上記の個別支援計画について説明を受け、
これに基づいて支援が行われることに同意しました。

_____年 _____月 _____日

本人 _____ 印

代理人等 _____ 印

支援対象者

対象者について(省令・通知)

「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」 (令和2年3月27日 厚生労働省令第44号)	「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について」 (令和2年3月27日 社援発0324第14号 社会・援護局長通知)
(対象者) 第7条 法第30条第1項ただし書の規定に基づき、日常生活支援住居施設に入所させ、又は入所を委託する被保護者は、<u>保護の実施機関が</u>、 ・その者の心身の状況及び生活歴、 ・その者が自立した日常生活及び社会生活を営むために解決すべき課題、 ・活用可能な他の社会資源、 ・その者とその家族との関係 等を踏まえ、日常生活支援住居施設において支援を行うことが必要と<u>総合的に判断する者</u>であって、<u>入所を希望</u>しているものとする。	8 日常生活支援住居施設の入所対象者（第7条関係） (1) 日常生活支援住居施設の入所対象者は、保護の実施機関が、その者の心身の状況等を踏まえ日常生活支援住居施設において支援を行うことが必要と総合的に判断する者としており、<u>保護の実施機関からの依頼等を通じて入所</u>する被保護者については、<u>支援委託の対象者として入所</u>するものであること。 (2) また、<u>入所を希望する要保護者</u>から日常生活支援住居施設に対して<u>直接入所の申込</u>があった場合には、<u>保護の実施機関において入所対象となるかの判断を行う</u>ため、<u>施設</u>は、当該要保護者に対して保護の実施責任を有する<u>保護の実施機関へ相談等を行うよう助言</u>するとともに、<u>保護の実施機関への連絡調整等の支援</u>を行うこととすること。

別添1 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における支援

○ 無料低額宿泊所において提供される支援については、本人又は家族が行う日常生活上の行為を代替する機能を持ったものとして、日常生活支援住居施設において提供される支援については、左欄の支援に加えて、個々の入所者が抱える課題に対する専門的・個別的支援を提供する機能を持ったものとして整理される。

※ 無料低額宿泊所において、右欄の支援が提供されること自体を妨げるものではないが、日常生活支援住居施設として委託事務費の交付を受けるためには、人員体制の整備等を行って都道府県知事の認定を受けた上で、福祉事務所から委託された被保護者に対して、個別支援計画に基づいて右欄の支援を行う必要がある。

		無料低額宿泊所	日常生活支援住居施設
(各施設における支援機能)		本人（家族）代替機能・便宜の供与	専門的・個別支援機能
(支援に係る費用の取扱い)		本人からの利用料により対応	委託事務費により対応
日常生活 (家事等)	食事	食事の提供	食事・洗濯・掃除等に課題がある者への自立支援
	洗濯	洗濯設備や洗剤の提供	
	掃除	共用部の清掃	
	日用品	共用備品・消耗品等の整備	家計管理等に課題がある者への相談支援等
	安否	安否確認、状況把握	外出等に課題がある者への外出支援等
健康	服薬		服薬サポート
	通院		通院同行（病状・治療内容の理解等の支援）
金銭	生活費	(利用料の受領)	金銭（自己）管理支援
社会生活 等	相談支援等	日常生活上の軽微な相談	・アセスメント、個別支援計画の策定 ・本人の生活課題等に応じた相談支援
	調整	(福祉事務所等への連絡)	他の支援機関等との調整、利用手続き支援
	コミュニケーション		交流支援、互助・役割づくり

別添2 本人の状態像の例

○ 下表については、要保護者に生活保護を適用する場合において、適切な居住の場及び必要な日常生活上の支援を提供するための目安として、要保護者本人の状態像の例を示したものである。日常生活支援住居施設へ日常生活支援の委託を行う対象者については、概ね下表のうち、「本人の状態に応じた生活支援」及び「状況確認・必要に応じた相談助言」の欄に該当する場合が想定される。

○ ただし、当該本人の状態像の例については、あくまでも委託対象とする者の選定の目安であることから、当該欄に該当する数等で委託の可否を決定するものではなく、また、下表欄の支援が必要な状態であっても、他の福祉サービス等の活用により居宅生活が可能と判断される場合には居宅による保護が優先されるものであることに留意が必要である。

項目	視点	生活全般に渡る支援	本人者の状態に応じた生活支援	状況確認・必要に応じた相談助言	定期的な確認・見守り等の支援	日常生活自立
金銭管理	収入等に応じた計画的な消費ができるか否か。	金銭の価値や、使用方法など基本的な理解が不足している。	家計管理について意識がほとんど無く、公共料金を滞納したり、数日間で浪費してしまう。	家計管理について意識が乏しく、月の途中で生活費を使い果たしてしまうことが度々ある。	家計管理について一定の意識はあるが、月末に生活費が足りなくなることが時々ある。	残金等を意識して買い物等ができる。
健康管理・衛生管理	疾病等がある場合、必要な服薬や通院ができているか。	病識等がなく、治療の必要性について理解していない。	服薬等の治療の必要性について意識が乏しい。	服薬を忘れたり、一度に服薬してしまうことが度々ある。	治療の必要性は理解しているが、服薬を忘れてしまう場合が時々ある。	特段の疾病はない又は服薬等は自己管理できている。
	アルコール等への依存があるか。	依存症の認識等がなく、問題行動等を繰り返す。	依存症の認識はあるが断酒等の対処ができていない。	断酒等の意思はあるが、飲酒してしまうことが時々ある。	依存症又は依存傾向はあるが、断酒等が自己管理ができている。	依存症の傾向は見られない。
	入浴や着替えなどの衛生管理ができるか。	入浴や着替えについて介助等が必要。	衛生管理の意識がほとんど無く、入浴等について繰り返し声かけが必要。	衛生管理の意識に乏しく何日間も入浴しないことが度々ある。	衛生上の問題が生じるほどではないが、入浴等を怠ったりする傾向がある。	特段の問題は見受けられない。

項目	視点	生活全般に渡る支援	本人者の状態に応じた生活支援	状況確認・必要に応じた相談助言	定期的な確認・見守り等の支援	日常生活自立
炊事洗濯等	食事の支度が自分自身でできるか。	食事行為そのものについて介助等が必要。	自分自身では食事の支度等が困難。	市販品の購入はできるが、食事の内容等に問題等がみられる。	総菜等を購入したり、電子レンジを使うことができる。	自分自身で調理等ができる。
	掃除・洗濯が自分自身でできるか。	掃除・洗濯等が自分自身ではできない。	具体的な指示や部分的な支援があればできる。	掃除・洗濯が適切に行われないなど、声かけが必要な場合がある。	基本的には自立しているが、ゴミ捨ての状況など確認が必要な場合がある。	自分自身で掃除や洗濯ができる。
安全管理	火気等の管理など安全管理ができるか。	火気などの危険性に関する理解や認識が不足している。	火気の取扱いの制限など、一定の管理が必要。	機器等の使用ルールの徹底など、一定の管理が必要。	能力等の低下等、予防的観点からの注意が必要。	特段の問題は見受けられない。
理解・コミュニケーション	生活する上での決まりごとなど理解したり、問題解決ができるか。	理解能力に不足があり、生活を送る上で、常に声かけや具体的な指示が必要。	理解能力に不足がみられ、声かけや具体的な指示が必要な場合がある。	十分な理解能力があるとは言えないが、繰り返し説明をすれば理解が可能。	日常生活上は特段の問題はないが、各種手続きなど複雑な事項については支援等が必要。	理解能力は問題なく、不明な点などは、自分から質問もできる。
	周りの者とのコミュニケーションが適切に図れるか。	他者とのコミュニケーションを図ることが困難。	コミュニケーション能力に難あり、孤立したり、問題となる行動をとってしまう恐れがある。	他者の感情等の理解や自分自身の意思伝達が苦手なため、対人トラブルを生じることがある。	コミュニケーション能力に一定の課題等が見受けられ、トラブル等抱えていないか定期的な確認が必要。	生活を送る上での大きな支障は見受けられない。

様式1（第3の1(3)ウ(イ)①関係）

第 号
令和 年 月 日

日常生活支援住居施設
〇〇〇〇〇〇〇施設長 様

〇〇〇福祉事務所長 印

日常生活支援の委託について（依頼）

次の者については、生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により貴施設に入所させ日常生活支援の実施を委託したいので、折り返し、回答願います。

(フリガナ)	年 月 日生
被（要）保護者氏名	(重点的要支援者に 該当 ・ 非該当)
(世帯主 ・ 世帯主以外)	
摘要	

注意 本依頼書により施設が委託の依頼を受けたときは、正当な理由なくしてこれを拒むことはできません。

備考
上の者を含め同じ居室に入居する同一世帯の人数 名

問い合わせ先
〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
電話 ファックス
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

様式2（第3の1(3)ウ(イ)②関係）

第 号
令和 年 月 日

〇〇〇福祉事務所長 様

施設所在地.....
施設 名.....
施設 長..... 印.....

日常生活支援の委託について（回答）

令和 年 月 日付け 第 号により依頼のあった次の者については、

支援を受託しました ことを回答いたします。
支援を受託できませんでした

被（要）保護者氏名			
入所日	令和	年	月 日
支援の委託開始日	令和	年	月 日
支援を受託できなかった場合、その理由			
備考			
・ 上の者を含め同じ居室に入居する同一世帯の人数 名			

問い合わせ先
日常生活支援住居施設 〇〇〇〇〇
電話 ファックス
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

支弁基準

「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務
費の支弁基準について」（令和3年4月27日 厚生労
働省発社援0427第3号 厚生労働事務次官通知）

生活保護法（抜粋）

条文	内容	参考
（生活扶助の方法） 第30条	生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。 <u>ただし</u> 、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、 <u>日常生活支援住居施設</u> （社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であつて、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして <u>厚生労働省令で定める要件</u> に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。第62条第1項及び第70条第1号ハにおいて同じ。）若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。	「日常生活支援住居施設に関する <u>厚生労働省令で定める要件等</u> を定める省令」（令和2年3月厚生労働省令第44号）
（市町村の支弁） 第70条	市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。 一 その長が第19条第1項の規定により行う保護（同条第5項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する次に掲げる費用 イ～ロ （略） ハ <u>第30条第1項ただし書</u> の規定により被保護者を <u>日常生活支援住居施設</u> 若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはその入所をこれらの施設に委託し、又は私人の家庭に養護を委託する場合に、これに伴い必要な事務費（以下「 <u>委託事務費</u> 」という。） 二～三 （略）	「生活保護法による保護施設事務費及び <u>委託事務費の支弁基準</u> について」（令和3年4月27日 厚生労働省発社援0427第3号 厚生労働事務次官）
（都道府県の支弁） 第71条	都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。 一 その長が第19条第1項の規定により行う保護（同条第5項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び <u>委託事務費</u> 二～三 （略）	
（都道府県の負担） 第73条	都道府県は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。 一 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき <u>市町村が支弁</u> した保護費、保護施設事務費及び <u>委託事務費の4分の1</u>	
（国の負担及び補助） 第75条	国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。 一 <u>市町村及び都道府県が支弁</u> した保護費、保護施設事務費及び <u>委託事務費の4分の3</u>	

日常生活支援住居施設の委託事務費

委託事務費の概要

○入居者1人あたり月額＜20/100地域～その他地域、1ヶ月30日の場合＞

常勤換算職員数

〔定員15人
施設の場合〕

職員
体制
別

5:1の場合 : 63,000円～51,600円

7.5:1の場合 : 45,900円～37,500円

10:1の場合 : 37,500円～30,300円

基本単価(15:1) : 28,800円～23,100円

宿直職員を
配置した場合

8,400円

～

10,200円
を加算

※ 要支援・要介護者、障害者、精神疾患患者、刑余者等を一定数以上受け入れている場合に算定

職員配置 5:1

3.0人

職員配置 7.5:1

2.0人

職員配置 10:1

1.5人

職員配置 15:1

1.0人

※ 利用者からの利用料(基本サービス費分)の金額は、月7,000円を上限とする。

委託事務費の計算例

○定員15人の場合の月額収入＜20/100地域、1ヶ月30日の場合＞

			職員配置 (常勤換算職員数)	月額	算定式
一般事務費	支援体制加算	基本単価③ (支援体制加算Ⅲ)	5:1 (3人配置)	513,000円	1,140円×15人×30日
		基本単価② (支援体制加算Ⅱ)	7.5:1 (2人配置)	256,500円	570円×15人×30日
		基本単価① (支援体制加算Ⅰ)	10:1 (1.5人配置)	130,500円	290円×15人×30日
	基本単価		15:1 (1人配置)	432,000円	960円×15人×30日
宿直体制加算				153,000円	340円×15人×30日
利用料 (基本サービス費)				105,000円	7,000円×15人
合計			5:1	1,203,000円	(注) 基本単価+支援体制加算+宿直体制加算+基本サービス費を算定した場合
			7.5:1	946,500円	
			10:1	820,500円	
			15:1	690,000円	

注: 支弁基準における委託事務費の単価は、1人1日あたりの単価で表示

「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」

(令和3年4月27日 厚生労働省発社援0427第3号 厚生労働事務次官通知) (一部抜粋)

別表(3)

日常生活支援住居施設 一般事務費単価表(日額)

(単位:円)

入所定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
15人以下	960	920	910	880	860	830	800	770
16-20	860	830	820	790	770	740	710	690
21-30	710	680	670	650	630	610	580	560
31-40	820	790	780	750	740	700	680	650
41-50	720	690	680	660	640	610	590	570
51-60	650	620	620	600	580	550	530	510
61-70	720	690	680	660	640	610	590	570
71-80	670	640	630	610	600	570	550	530
81人以上	630	610	600	580	570	540	520	490

(注)

- 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。
- 次のいずれかに該当する場合に、一般事務費単価表の額にそれぞれに掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - 日常生活支援住居施設において置くべき生活支援員の員数を満たしていない場合 100分の70(生活支援員の員数を満たしていない上継続している場合は、100分の50)
 - 個別支援計画の策定が行われていない場合 100分の70(個別支援計画が策定されていない状態が3月以上継続している場合は、100分の50)
- 日常生活支援委託事務費の算定については、当該施設において利用者から受領する基本サービス費の金額が1人あたり月額7,000円以内であることを要件とする。

「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」

(令和3年4月27日 厚生労働省発社援0427第3号 厚生労働事務次官通知) (一部抜粋)

別表(4)

1 支援体制加算Ⅰ 入所者1人あたり日額

	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
10:1	290	280	270	270	260	250	240	240

2 支援体制加算Ⅱ 入所者1人あたり日額

	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
7.5:1	570	560	550	540	530	510	490	480

3 支援体制加算Ⅲ 入所者1人あたり日額

	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
5:1	1,140	1,110	1,100	1,070	1,050	1,010	980	950

4 宿直体制加算 入所者1人あたり日額

(単位:円)

入所定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
10人以下	510	490	490	480	470	450	440	420
11-15	340	330	330	320	310	300	290	280
16-20	260	250	250	240	240	230	220	220
21-25	200	200	200	190	190	180	170	170
26-30	170	160	160	160	160	150	150	140

(注) 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」

(令和3年4月27日 厚生労働省発社援0427第3号 厚生労働事務次官通知) (一部抜粋)

費目の名称 (第1欄)	設定の要件 (第2欄)	適用される単価 (第3欄)
支援体制加算Ⅰ (10:1)	次のいずれの要件も満たすものとして、都道府県知事が認定していること。 1 当該施設に配置される生活支援員の員数が、常勤換算方法で入所定員を10で除して得た数以上であること。 2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者について、全入所者に占める割合が25%以上であること。	別表(4)事務費加算表の1支援体制加算Ⅰの単価
支援体制加算Ⅱ (7.5:1)	次のいずれの要件も満たすものとして都道府県知事が認定していること。 1 当該施設に配置される生活支援員の員数が、常勤換算方法で入所定員を7.5で除して得た数以上であること。 2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者数について、全入所者数に占める割合が50%以上であること。	別表(4)事務費加算表の2支援体制加算Ⅱの単価
支援体制加算Ⅲ (5:1)	次のいずれの要件も満たすものとして、都道府県知事が認定していること。 1 当該施設に配置される生活支援員の員数が、常勤換算方法で、入所定員を5で除して得た数以上であること。 2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者数について、全入所者数に占める割合が50%以上であること。	別表(4)事務費加算表の3支援員体制加算Ⅲの単価
宿直体制加算	次のいずれの要件を満たすものとして、都道府県知事が認定していること 1 夜間及び深夜の時間帯において、宿直等により入所者への対応ができる体制を整えていること。 2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者数について、全入所者数に占める割合が50%以上であること。	別表(4)事務費加算表の4宿直体制加算の単価

第2 日常生活支援委託事務費の取扱いについて

（2）重点的要支援者の定義等

ア 支弁基準5（1）別添の支援体制加算及び宿直体制加算における「別に定める重点的要支援者」は、次のいずれかに該当する者とする。

（ア）**介護保険法**（平成9年法律第123号）の要支援者又は要介護者

（イ）**障害者**（以下のいずれかに該当する者に限る。）

- ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の1級、2級又は3級に該当する障害がある者に限る。）
- ② 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）第2による療育手帳の交付を受けている者
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

（ウ）**精神科病院**から退院した者（入所時において、退院から3年を経過していない者に限る。）

（エ）**精神疾患**により継続的に通院している者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条に規定する自立支援医療費の支給認定を受けている者に限る。）

（オ）**刑余者**（入所時において、矯正施設若しくは更生保護施設の退所等から3年を経過していない者に限る。）

（カ）その他これらと同等の支援が必要な者として保護の実施機関が認めた者

イ 支弁基準5（1）別添の支援体制加算及び宿直体制加算における「重点的要支援者の全入所者数に占める割合」の算定には、原則として前年度における入居者の在籍した月の延べ数を用いることとする。

（例）

全入居者について、12か月在籍した者が5名、6か月在籍した者が5名。うち、重点的要支援者に該当する入居者について、12か月在籍した者が3名、6か月間在籍した者が2名であった場合

① 全入居者の在籍延べ月数 $12\text{月} \times 5\text{名} + 6\text{月} \times 5\text{名} = \text{延べ}90\text{月}$

② 重点的要支援者の在籍延べ月数 $12\text{月} \times 3\text{名} + 6\text{月} \times 2\text{名} = \text{延べ}48\text{月}$

重点的要支援者の割合 $\text{②} / \text{①} = 53\%$

また、在籍月数は、月毎の入所日数によらず1とし、施設在籍のまま入院した場合も含めて算定する。

（例）

入居者がAさん（4/30入所11/1退所）とBさん（5/10入所、翌年1/26～3/15は施設在籍のまま入院、3/15退所）の2名の場合

$(4\text{月} 1\text{名}) + (5 \sim 11\text{月の各月} 2\text{名}) + (12 \sim \text{翌年} 3\text{月の各月} 1\text{名}) = \text{延べ}19\text{月}$

ただし、認定の初年度においては申請時点で在籍している入居者数を、認定の翌年度においては認定月から当該年度末月までの期間に在籍している入居者数を、それぞれ算定に用いて差し支えない。

なお、年度途中の再算定は原則として行わない。

（3）宿直体制加算の対象となる勤務体制等

ア 支弁基準5（1）の宿直体制加算は、「重点的要支援者の全入所者数に占める割合」が50%以上であって、夜間及び深夜の時間帯（各事業所において入所者の生活サイクルに応じて、1日の活動終了時刻から開始時刻（午後10時から翌日の午前5時までは最低限含むものとする。）を基本として設定するものとする。）を通じて宿直勤務を行う職員が1人以上配置されている場合に算定するものとする。

なお、夜間及び深夜の時間帯における宿直職員の勤務時間については、生活支援員の常勤換算の算定時間に含めることはできず、宿直体制加算の対象となる職員として算定すること。

イ 定員が31人以上の施設において、宿直職員を配置する場合は、以下の算定式により算定し、設定すること。

① 宿直職員が2名の場合

当該施設の入所定員を宿直職員数で除した数を、支弁基準別表（4）の4の「入所定員」とみなして該当する単価を算定すること。

例 入所定員40人で宿直職員が2名の場合

$40人 \div 2名 = 入所定員20名$ として、20/100の地域であれば、260円を算定

② 宿直職員が1名の場合

支弁基準別表（4）の4の入所定員10人以下の単価に10を乗じて得た額を、当該施設の定員数で除した額を単価として設定すること。（10円未満は切捨て）

例 入所定員35人で宿直職員が1名の場合

20/100の地域の場合、10人以下の単価 $510円 \times 10人 \div 35人 = 140円$

3 一般事務費単価の減算等について

（1）職員配置に人員欠如が生じた場合における減算

日常生活支援住居施設の職員配置に人員欠如が生じ、要件省令第10条から第12条までの規定を満たさなくなった場合、要件省令第2条第3項の規定により所管の都道府県知事等に通知する必要がある。減算については、人員の欠如が生じた日の属する月の翌月から人員の欠如が解消した日の属する月（ただし、当該日が月の初日であるときはその前月）まで適用することとし、都道府県知事等は管内の保護の実施機関等に通知すること。当該施設の全体について、単価の100分の70（10円未満は切捨て）を算定することとし、減算を開始してから継続して四月目以降は単価の100分の50（10円未満は切り捨て）を算定することとする。

（2）個別支援計画の作成が適切に行われていない場合における減算

個別支援計画の作成が適切に行われていない被保護者については、単価の100分の70（10円未満は切捨て）を算定することとし、当該計画を作成した日の属する月の前月までの期間を減算の対象とすること。また、減算を開始してから継続して四月目以降は単価の100分の50（10円未満は切捨て）を算定すること。

（3）（1）及び（2）双方の減算が適用される場合の計算方法

（1）及び（2）の減算のどちらにも該当する場合には、（1）及び（2）それぞれの減算掛率を乗じた後に10円未満を切り捨てる端数処理を行うこと。

（4）施設に在籍したまま入院した場合の取扱い

日常生活支援住居施設に入所し、在籍したまま病院等に入院した場合、入院した当日又は退院した当日については、委託事務費を算定できるものとする。

また、入院した当日又は退院した当日以外の入院期間については、入院後三月以内に退院することが明らかに見込まれる場合であって、退院後再び当該日常生活支援住居施設で円滑に生活することができる体制を確保している場合に限り、1月に6日を限度に委託事務費を算定できるものとする。なお、この場合、一般事務費単価のほか各加算についても算定可能であること。

例① 入院期間が 3月1日～3月10日（10日間）の場合
3月1日 入院当日 委託事務費算定可
3月2日～3月7日（6日間） 委託事務費算定可
3月8日～3月9日 委託事務費算定不可
3月10日 退院当日 委託事務費算定可

例② 1回の入院期間が月をまたがる場合（3月25日～4月15日）
3月25日 入院当日 委託事務費算定可
3月26日～3月31日（6日間） 委託事務費算定可
4月1日～4月6日（6日間） 委託事務費算定可
4月7日～4月14日 委託事務費算定不可
4月15日 退院当日 委託事務費算定可

入力

ドロップダウン選択

自動入力

日常生活支援委託事務費

請求額通知書

(令和2年10月分)

A福祉事務所

御中

法人名	NPO法人ニチジュウ
施設名	日住一番館
所在地	東京都千代田区麹町1-1-1
責任者	理事長 支援 太郎

標記について、下記のとおり請求いたします。

請求金額

金 372,915 円

【事業所基本情報】

定員	一般事務費単価	支援体制加算	宿直体制加算	委託事務費 支弁基準額	人員欠如の状況
20世帯	770円	530円	240円	1,540円	充足

【事業実績】（貴福祉事務所分）

委託対象 世帯	委託事務費 算定対象日数	個別支援計画未作成		重点的 要支援者	本人支払額 合計
		3月未満	3月以上		
		1世帯	0世帯		
10世帯	255日			5世帯	12,345円

【内訳】 別添 委託入所者一覧表のとおり

【振込先】

金融機関	スイカ銀行
支店名	小玉西瓜支店
口座番号	(普通) 1234567
口座名義	NPO法人ニチジュウ

入力

ドロップダウン選択

自動入力

日常生活支援委託事務費 確認シート（福祉事務所用）

Ver. R0206

施設名	定員世帯数	一般事務費 単価	支援体制 加算	宿直体制 加算	委託事務費 支弁基準額	人員欠如の 状況	人員欠如の 減算掛率
日住一番館	20世帯	770円	530円	240円	1,540円	充足	1.0

年	月	委託対象 世帯	委託事務費 算定対象日数	個別支援計画未作成		本人支払額 合計	委託事務費 合計	重点的要支援者 該当世帯数
				3月未満	3月以上			
令和2年	10月	10世帯	255日	1世帯	0世帯	12,345円	372,915円	5世帯

入退院当日は含めず入力。最大6日間、委託事務費を算定。

NO.	氏名	(かな)	月途中での委託の開始及び終了		入院期間	委託事務費	個別支援計画	個別支援計画	本人支払額	委託事務費	重点的要支援者	備 考
			開始日	終了日		算定対象日数	の作成状況	未作成の減算掛率				
1	生業 一郎	せいぎょう いちろう				31日	作成済	1.0		47,740円	該当	
2	生業 二郎	せいぎょう じろう	10日			22日	作成済	1.0		33,880円	非該当	
3	生業 三郎	せいぎょう さぶろう		30日		30日	作成済	1.0		46,200円	該当	
4	生業 四郎	せいぎょう しろう			3日間	31日	未作成（3月未満）	0.7		40,300円	非該当	
5	生業 五郎	せいぎょう ごろう			6日間	31日	作成済	1.0	12,345円	35,395円	該当	
6	生業 六郎	せいぎょう ろくろう			7日間	30日	作成済	1.0		46,200円	非該当	
7	生業 七郎	せいぎょう しちろう			31日間	6日	作成済	1.0		9,240円	該当	
8	生業 八郎	せいぎょう はちろう	3日	28日		26日	作成済	1.0		40,040円	非該当	
9	生業 九郎	せいぎょう きゅうろ	3日	28日	5日間	26日	作成済	1.0		40,040円	該当	
10	生業 十郎	せいぎょう じゅうろ	3日	28日	10日間	22日	作成済	1.0		33,880円	非該当	
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												

入力

ドロップダウン選択

自動入力

日常生活支援委託事務費 請求額通知書作成シート（施設用）

Ver. R0206

施設名	定員世帯数	一般事務費 単価	支援体制 加算	宿直体制 加算	委託事務費 支弁基準額	人員欠如の 状況	人員欠如の 減算掛率
日住一番館	20世帯	770円	530円	240円	1,540円	充足	1.0

年	月	入居世帯数		委託事務費	個別支援計画未作成		本人支払額	委託事務費	重点的支援者	
令和2年	10月	全世帯	うち委託対象	算定対象日数	3月未満	3月以上	合計	合計	該当世帯数	割合
		21世帯	17世帯	443日	2世帯	1世帯	12,345円	642,905円	11世帯	52.38%

(福祉事務所別確認)	A福祉事務所	10世帯	255日	1世帯	0世帯	12,345円	372,915円	5世帯
------------	--------	------	------	-----	-----	---------	----------	-----

入退院当日は含めず入力。最大6日間、委託事務費を算定。

NO.	福祉事務所名	氏名	(かな)	月途中での委託の開始及び終了		入院期間	委託事務費	個別支援計画 の作成状況	個別支援計画 未作成の減算掛率	本人支払額	委託事務費	重点的支援者	備 考
				開始日	終了日		算定対象日数						
1	A福祉事務所	生業 一郎	せいぎょう いちろう				31日	作成済	1.0		47,740円	該当	
2	A福祉事務所	生業 二郎	せいぎょう じろう	10日			22日	作成済	1.0		33,880円	非該当	
3	A福祉事務所	生業 三郎	せいぎょう さぶろう		30日		30日	作成済	1.0		46,200円	該当	
4	A福祉事務所	生業 四郎	せいぎょう しろう			3日間	31日	未作成 (3月未満)	0.7		40,300円	非該当	
5	A福祉事務所	生業 五郎	せいぎょう ごろう			6日間	31日	作成済	1.0	12,345円	35,395円	該当	
6	A福祉事務所	生業 六郎	せいぎょう ろくろう			7日間	30日	作成済	1.0		46,200円	非該当	
7	A福祉事務所	生業 七郎	せいぎょう しちろう			31日間	6日	作成済	1.0		9,240円	該当	
8	A福祉事務所	生業 八郎	せいぎょう はちろう	3日	28日		26日	作成済	1.0		40,040円	非該当	
9	A福祉事務所	生業 九郎	せいぎょう きゅうろう	3日	28日	5日間	26日	作成済	1.0		40,040円	該当	
10	A福祉事務所	生業 十郎	せいぎょう じゅうろう	3日	28日	10日間	22日	作成済	1.0		33,880円	非該当	
11	B福祉事務所	介護 朝夫	かいご あさお				31日	未作成 (3月未満)	0.7		40,300円	該当	
12	B福祉事務所	介護 昼夫	かいご ひるお				31日	作成済	1.0		47,740円	非該当	
13	B福祉事務所	介護 夜夫	かいご よるお				31日	作成済	1.0		47,740円	該当	
14	C福祉事務所	教育 小彦	きょういく しょうひこ				31日	未作成 (3月以上)	0.5		35,650円	非該当	
15	C福祉事務所	教育 中彦	きょういく ちゅうひこ				31日	作成済	1.0		47,740円	該当	
16	C福祉事務所	教育 高彦	きょういく たかひこ				31日	作成済	1.0		47,740円	非該当	
17	C福祉事務所	教育 大彦	きょういく だいひこ		2日		2日	作成済	1.0		3,080円	該当	
18	※委託対象外	困窮 甲太	こんきゅう こうた								0円	非該当	
19	※委託対象外	困窮 乙太	こんきゅう おつた								0円	該当	
20	※委託対象外	困窮 丙太	こんきゅう へいた								0円	該当	
21	※委託対象外	困窮 丁太	こんきゅう ていた								0円	非該当	
22													

無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設関連法令・通知等

分類	無料低額宿泊所	日常生活支援住居施設
基準関係	○「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」 (令和元年8月19日 厚生労働省令第34号) ○「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について」 (令和元年9月10日 社援発0910第3号 社会・援護局長通知) ○「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準Q&Aについて」 (令和元年12月13日 保護事業室 事務連絡) ○「無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設に関するQ&A (R2年9月版)について」(令和2年9月30日 保護事業室 事務連絡) ○「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準のサテライト型住居 への適用に係る留意事項について」(令和3年8月27日 社援保発 0827第1号 保護課長通知)	○「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」 (令和2年3月27日 厚生労働省令第44号) ○「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について」 (令和2年3月27日 社援発0324第14号 社会・援護局長通知) ○「日常生活支援住居施設における個別支援計画様式例の配布について」 (令和2年8月25日 保護課 事務連絡) ○「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」 (令和2年3月31日一部改正 社保第34号 保護課長通知)
費用		○「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」 (平成20年3月31日 厚労省発社援第0331011号 事務次官通知) ○「日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の取扱いについて」 (令和2年4月3日 社援保発0403第1号 保護課長通知)
指導・検査等	○「無料低額宿泊所の届出等に係る参考様式例の送付について」 (令和元年12月27日 保護事業室 事務連絡) ○「無料低額宿泊所の金銭管理規程に関する参考例の送付につい て」(令和2年3月2日 保護事業室 事務連絡) ○「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導指針について」 (令和2年3月27日 社援発0325第14号 社会・援護局長通知) ○「無料低額宿泊所の開始届出における留意事項について」 (令和2年4月13日 保護課 事務連絡) ○「無料低額宿泊所の届出勧奨等における留意事項について」 (令和2年12月11日 社援保発1211第1号 保護課長通知)	○「日常生活支援住居施設の認定要件に関する指導検査要綱及び指導検査事項 について」(令和2年11月5日 社援発1105第8号 社会・援護局長通知)
その他	○「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」(令和元年6月27日社援発0520第4号 社会・援護局長通知) ○「無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について」(令和2年3月27日 社援保発0327第1号 保護課長通知) ○「居住不安定者等居宅生活移行支援事業の実施について」(令和3年3月30日 社援保発0330第4号 保護課長通知) ○「無料低額宿泊所等における住宅扶助の認定について」(令和2年8月24日 社援保発0824第1号 保護課長通知)	

(参考資料①) 調査研究事業

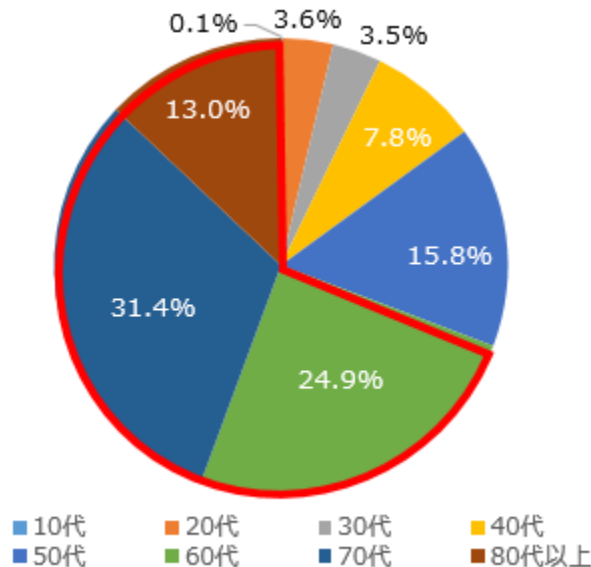
令和3年度社会福祉推進事業

「日常生活支援住居施設における個別支援計画の策定状況に関する調査事業」報告書
(一般社団法人居住支援全国ネットワーク)

日常生活支援住居施設入所者の年齢層及び課題について

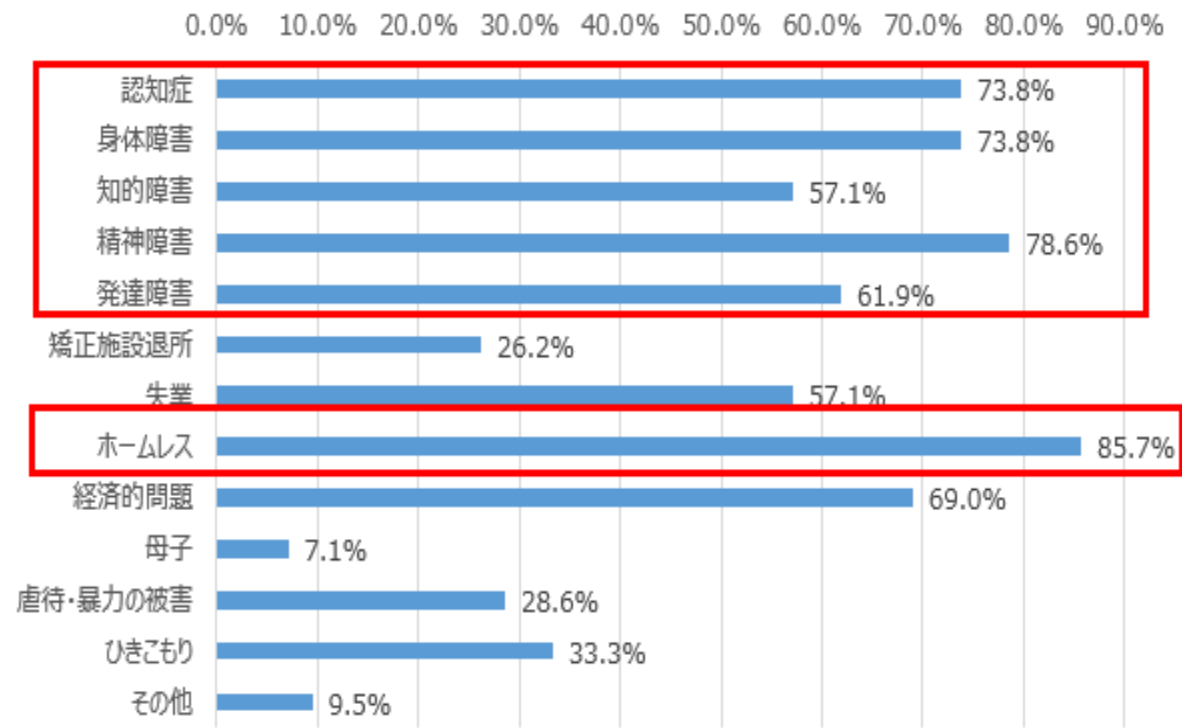
- 日常生活支援住居施設入所者の年齢層は70代が31.4%で最も多く、次いで60代が24.9%であった。80代以上の入所者13.0%と合わせると、入所者の約7割が60代以上である。
- 入所者が抱えている課題等としては、認知症、障害に起因することが多くなっている。またホームレスの状態が課題としても多く挙げられている。

日常生活支援住居施設入所者の年齢層



(n=810)

日常生活支援住居施設入所者の課題 ※複数回答

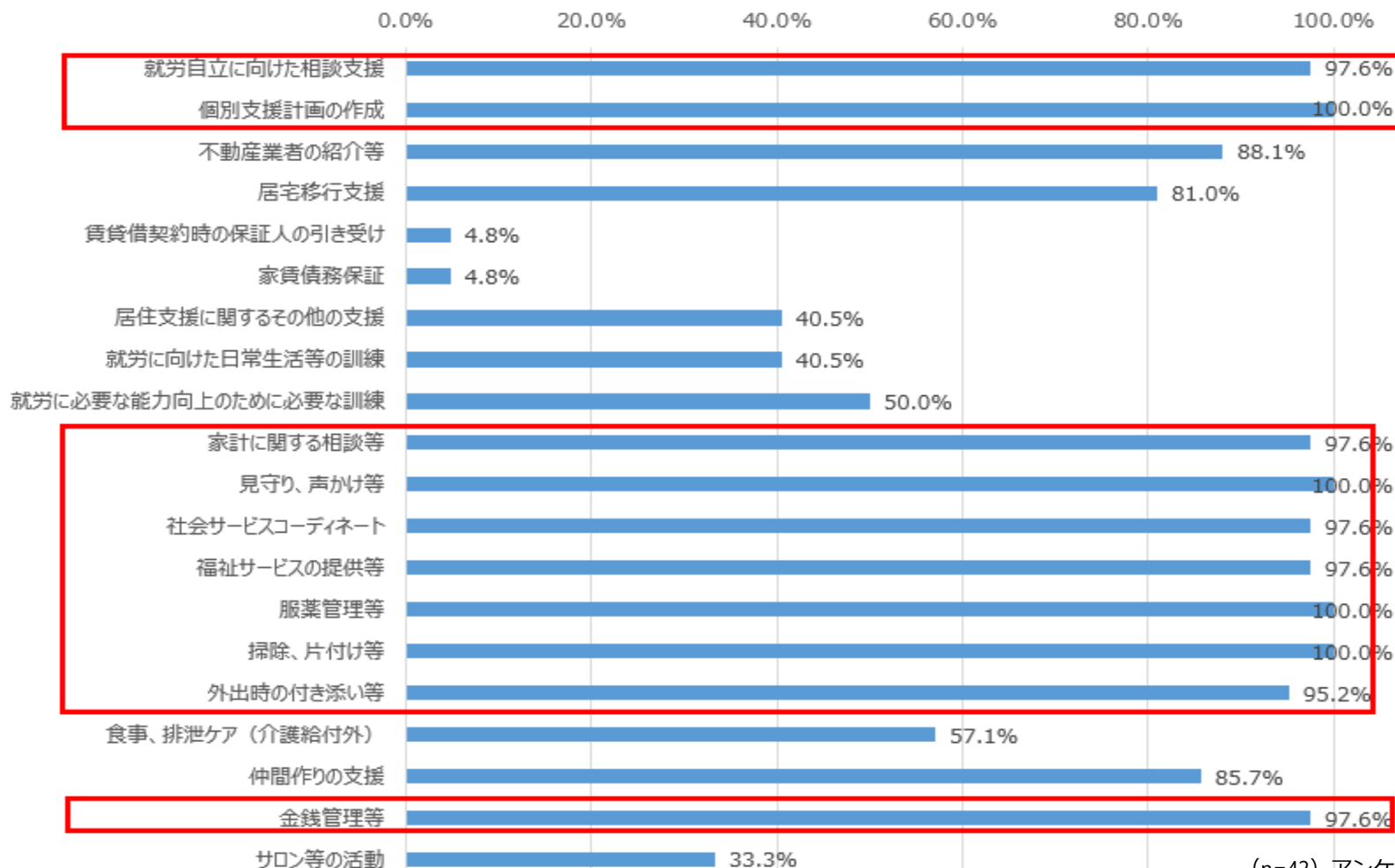


(n=42) アンケートに回答した42施設

日常生活支援住居施設入所者への支援について

- 日常生活支援住居施設入所者への支援としては、相談支援や家計支援、生活支援に関する内容を9割以上の施設で実施している。

日常生活支援住居施設入所者の課題 ※複数回答



(n=42) アンケートに回答した42施設

日常生活支援住居施設の人員配置別支援内容

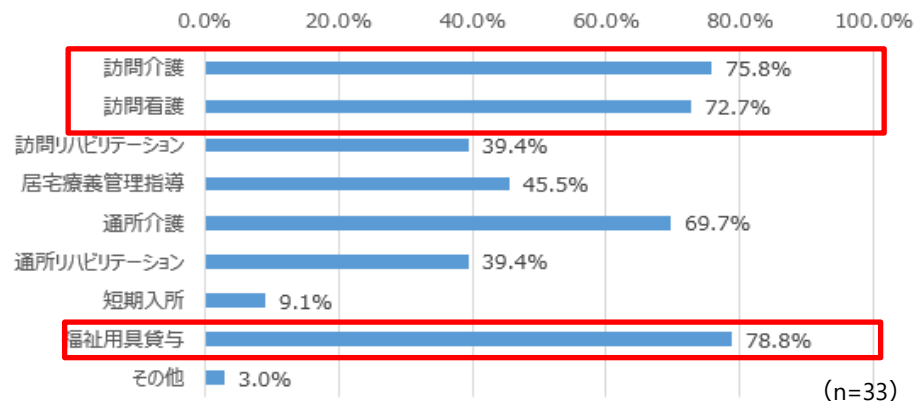
- 各施設から提供された個別支援計画の内容から、日常生活支援住居施設の人員配置毎に、提供されている支援内容が異なっている。

日常生活支援住居施設の人員配置別支援内容			
15 : 1	10 : 1	7.5 : 1	5 : 1
情報提供、面談、声がけ、見守り、助言			
	見守り、助言、服薬確認、通院同行、本人への説明、本人ができない部分の補助、手続き代行、緊急時の支援		
		手続き・制度利用申請代行、地域資源活用、関係機関との情報共有、ケース会議の実施、相手方との交渉、就労支援	
			食事・排泄・服薬の介助、金銭管理、部屋の清掃、外出サポート、精神安定のための寄り添い、専門職による医療行為

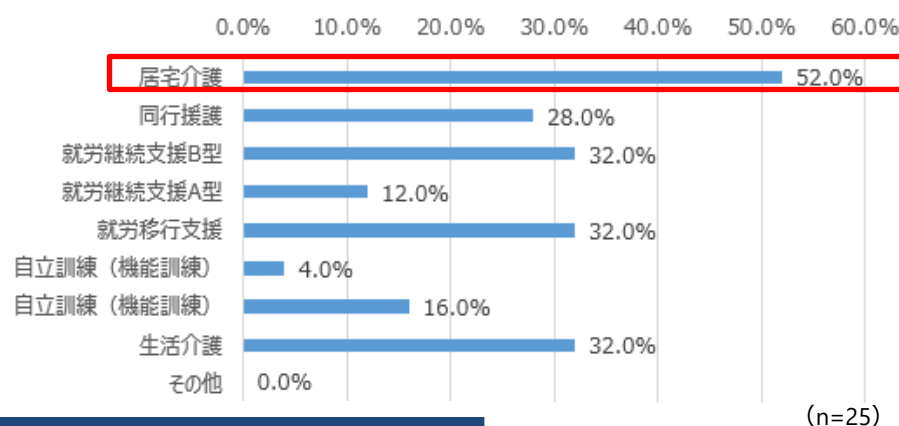
日常生活支援住居施設入所者が利用している外部サービスについて

- 日常生活支援住居施設入所者が利用している外部サービスについて、
介護保険・高齢福祉関係では「福祉用具貸与」78.8%、「訪問介護」75.8%、「訪問看護」72.7%
障害福祉関係では「居宅介護」52.0%
医療では「自立支援医療」96.9% となっている。

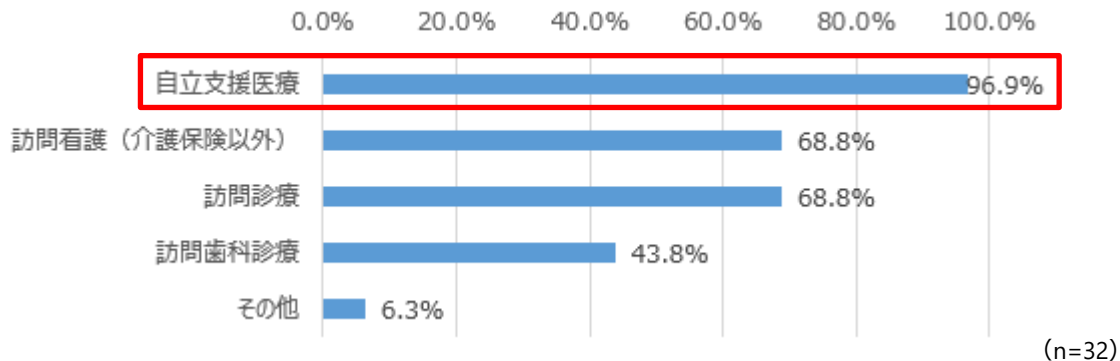
介護保険制度・高齢福祉関係 ※複数回答



障害福祉関係 ※複数回答



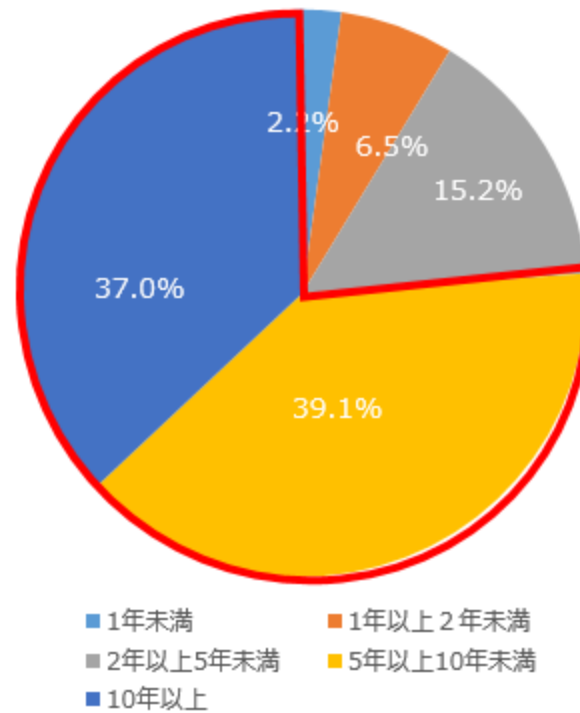
医療 ※複数回答



生活支援提供責任者の相談援助に係る実務経験について

- 生活支援提供責任者の相談援助に係る実務経験について、
5年以上10年未満の相談援助の実務経験を持つ者が39.1%
10年以上の相談援助の実務経験を持つ者が37.0%となっており、7割以上が5年以上の相談援助の実務経験を持っている。

生活支援提供責任者の相談援助に係る実務経験



(n = 46)

日常生活支援住居施設による支援の充実に向けて

- 令和3年度の調査研究事業により、日常生活支援住居施設での支援の充実についてその必要性が示されている。

研修等を通じた制度等の普及啓発

- 支援を必要としている人に支援が行き届くように、日常生活支援住居施設を居住支援の新たな社会資源として理解してもらうための、福祉事務所向けた国の研修等を実施する必要があるのではないか。
- 自施設内や自団体内だけの情報交換にとどまらず、全国の他の日常生活支援住居施設での取り組みを知り、好事例に学んで活かせるところは自施設でも取り入れることができるよう、知る機会が必要である。

福祉事務所の参画

- 最低1年に1回程度、「（仮称）個別支援計画に関する調整会議」を実施することで、利用者本人の同意は前提としつつ、日常生活支援住居施設運営事業者側の見立てと併せて、福祉事務所の見立てや援助方針とすり合わせた個別支援計画にブラッシュアップし、支援を実行していく機会を作ることが望ましい。

アセスメント能力・モニタリング能力

- 日常生活支援住居施設の個別支援計画を策定する生活支援提供責任者においては、具体的なニーズを把握して個別支援計画に盛り込むためのアセスメント能力、また計画に基づいた支援の実行中のモニタリング能力が求められる。

福祉事務所と団体の相互理解の促進

- 福祉事務所と日常生活支援住居施設運営事業者の相互理解を深める研修やイベント等の機会を国が積極的に創出する取り組みも必要なのではないか。

(参考資料②)

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び
生活保護部会

生活保護制度に関する国と地方の実務者協議

生活保護制度に関する国と地方の実務者協議 これまでの議論の整理（抜粋）

6. 居住支援について

（2）無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設等について①

現状と基本的な方向

- 無料低額宿泊所について、平成30年改正法により、①新たに事前届出制の導入、②従来ガイドライン（通知）で定めていた設備・運営に関する基準を最低基準として法定化、③当該最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設等、法令上の規制を強化した（令和2年4月施行）。
- あわせて、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、一定の支援体制が確保された施設として、必要な日常生活上の支援を提供する「日常生活支援住居施設」の仕組みを創設した（令和2年10月施行）。
- 日常生活支援住居施設は施行して間もなく、無料低額宿泊所をベースとしているため、各都道府県における設置状況には差異があり、中には設置されていない県もある。日常生活支援住居施設における支援の質を確保するため、令和3年度から国の委託事業として関係団体による研修事業を開始している。
- 無料低額宿泊所については、平成30年改正法により導入された事前届出制の実効性の確保を図っていくことが重要である。
- 日常生活支援住居施設については、施行後間もない状況を踏まえて、支援の質の向上を図る取組の推進を図る必要がある。
- その他、居住支援に関して、地域で暮らしていくにあたっての居場所づくり（互助機能の強化等）に係る取組について、現行の居住不安定者等居宅生活移行支援事業の更なる推進や生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業（地域居住支援事業）との連携の観点から進めていくことが重要である。

生活保護制度に関する国と地方の実務者協議 これまでの議論の整理(抜粋)

6. 居住支援について

(2) 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設等について②

具体的な議論

(無料低額宿泊所について)

- 無料低額宿泊所の事前届出制の実効性確保については、調査や届出勧奨に関するノウハウが不足していることが課題である。また、無届の施設に対して、同様の届出制度を設けている他制度と同様の規制は必要と考えられる。

(日常生活支援住居施設について)

- 今後、自力での在宅生活が難しい人も増えるため、支援を受けながら生活できる居住の場の選択肢として、日常生活支援住居施設の二ーズはあると考えられる。
- 地域資源の乏しい自治体において居住二ーズに対応するため、広域連携の方策も効果的と考えられる。
- 日常生活支援住居施設について、自ずとその必要性についての認識も高まっていく中で研修は必要であり、その際、都道府県が果たすべき役割も大きい。

(その他居住支援等について)

- 居宅生活に移行した被保護者が安定した生活を継続するための定着支援については、24時間の支援が求められることがあり、ケースワーカーでは対応が難しい。居住不安定者等居宅生活移行支援事業のような事業を活用することにより、ケースワーカーの負担軽減にもなるのではないかと。
- 被保護者の地域移行・地域定着の取組や就労支援の取組について、様々な主体が取り組めるようにしていくこともあり得る。
- 生活保護受給者の半数以上を高齢者世帯が占め、経済的支援のみを必要とする世帯が存在する状況に鑑み、例えば居住支援の重要性に着目して、借家に暮らす高齢者のうち、少額預金又は少額年金である者に対し、家賃相当額を扶助する制度を創設してはどうかという意見があった。一方で、持ち家世帯等との公平性や財源等の問題があり、慎重に検討していく必要があるという意見もあった。また、支給に期限を設けないのであれば、要件についてよく検討する必要があるという意見もあった。

I 基本的な考え方

- 社会福祉の共通理念である「**地域共生社会**」の理念を踏まえつつ、「平成30年改正等による両制度の発展と課題への対応」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応も踏まえた課題への対応」の2つの観点から、これまでの主な議論を**中間的に整理**。
- この中には、制度化する上でその前提となる具体的な内容や実務上の検討を要するもの等、様々なものが含まれている。
- 今後、**法制上の措置が必要な事項**は、現段階におけるこの整理の方向性も踏まえながら、**制度化に向けた実務的な検討や自治体・関係省庁との調整等を進め、結論が得られた事項について対応**するとともに、**運用で対応できる事項**については**可能なものから順次対応**していくなど必要な対応を講じていくべき。

II 各論

1. 自立相談支援等のあり方

- 生活困窮者に係る関係機関の連携・情報共有促進のための**支援会議の設置の努力義務化**を検討
- 関係機関間の役割分担を明確化し、多様で複雑な課題を抱える**被保護者の援助に関する計画を作成**できるようにすること、計画作成を始めとする**支援の調整等のための会議体を設置**できるようにすることを検討

2. 就労・家計改善支援のあり方

- 生活困窮者の自立に向けた相談支援機能を強化するため、**就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化**を検討

3. 子どもの貧困への対応

- 生活保護受給中の**子育て世帯**に対し、**訪問等のアウトリーチ型手法**による学習環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する**相談・助言を行う事業の実施**を検討
- **就労自立給付金**の対象を、**高卒で就職し1人暮らしのために世帯から独立する者等へ拡大**することを検討
- 大学進学後の生活費の支援は、生活保護の枠組みにとらわれず、修学支援新制度等の教育政策の中で幅広く検討すべき課題であり、**大学生に対する生活保護の適用は慎重な検討が必要**

4. 居住支援のあり方

- 現行のシェルター事業の対象外の生活困窮者を含め、**緊急一時的な居所確保のための支援**ができるよう検討
- **地域居住支援事業**（入居支援・見守り支援等）について、シェルター事業を実施しなくても実施できるように**運用を改善**
- シェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方の実施を**努力義務化**することを検討
- **住居確保給付金**について、職業訓練受講給付金との併給等の**新型コロナウイルス感染症への特例措置の一部恒久化**することを検討
（このほか、再支給、自営業者等への求職活動要件、児童扶養手当等の特定目的の給付の収入算定のあり方等についても検討）
- **無料低額宿泊所に係る事前届出義務違反の場合に罰則**を設けることを検討

5. 医療扶助等

- **都道府県が、市町村に対し、医療扶助・健康管理支援事業の実施に関して広域的な観点から、データ分析や取組目標の設定・評価等に係る助言・援助等を行う**ことを検討

6. 両制度の連携

- 生活保護世帯への支援や制度間のつながりを確保する観点から、**生活困窮者自立支援制度の就労・家計・住まいに関する事業を被保護者も利用できる仕組み**を検討

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する これまでの議論の整理(中間まとめ)

5. 居住支援のあり方

(2) 生活保護における居住支援等

② 無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設、居宅移行支援

(現状と課題)

- ・ 単独での居住が困難な被保護者に対し、必要な日常生活上の支援を提供する施設として、平成30年改正法で、日常生活支援住居施設を創設した。令和2年10月の施行後、本年4月時点で施設数は120ヶ所まで増加した一方で、未設置の県もあるなど、都道府県ごとの設置状況にはばらつきがある。また、新制度の導入に当たって支援の質を確保する観点等から、令和3年度から国の委託事業として生活支援提供責任者等への研修事業を実施している。

(対応の方向性)

- ・ 日常生活支援住居施設については、制度施行後間もない状況を踏まえ、引き続き、無料低額宿泊所を運営する事業者や自治体に対する制度の周知・理解を促進する取組や、日常生活支援住居施設の支援の質の向上を促進する取組が重要であり、研修の機会を確保するべきである。その際、都道府県の役割について検討していく必要がある。

(参考資料③)

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(最低基準)について

○ 改正社会福祉法(平成30年6月成立)の規定に基づき、これまでガイドライン(通知)で定めていた無料低額宿泊所の設備・運営に関する基準について、法定(※)の最低基準を創設。(令和2年4月施行)

※ 最低基準を定めた厚生労働省令案についてパブリックコメントを実施。令和元年8月19日に省令を公布した。

※ 当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定する。

事業範囲の 明確化

- ・入居の対象を「生計困難者に限定している場合」や、「生活保護受給者が定員の概ね5割以上であり、居室使用料や共益費以外の料金を受領している場合」は、無料低額宿泊所に該当するものとして最低基準に基づく規制に服するものとする。

居住環境の 整備

- ・居室は個室とし、面積は7.43㎡(地域の事情によって4.95㎡)以上とする。
- ・多人数居室や簡易個室は、施行後3年(令和5年(2023年)3月)の間に解消する。

防火・防災 対策

- ・建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物や設備とする。消火器や自動火災報知設備の設置義務がかけられない場合も防火にかかる設備の整備に努める。
- ・非常災害に対する具体的計画を立てるほか、避難訓練等を年1回以上実施する。

利用手続き・ 利用料金の 適正化

- ・食事の提供等のサービス内容や利用料等を盛り込んだ運営規程を整備し、都道府県等に届出を行うとともに、施設内への掲示や公開を行う。
- ・入居申込者に対しては、運営規程の内容を文書で説明し、利用契約を文書により締結する。
- ・居室使用料、食費、光熱水費など、利用者から受領できる費用及びその基準を規定する。
- ・金銭管理は入居者本人が行うことを原則とする。金銭管理に支障がある入居者の本人の希望に基づき金銭管理を行う場合は、個別の契約締結、管理規程の整備、帳簿の整備、収支の記録など、適正に実施する。

長期入居の 防止・居宅 生活移行

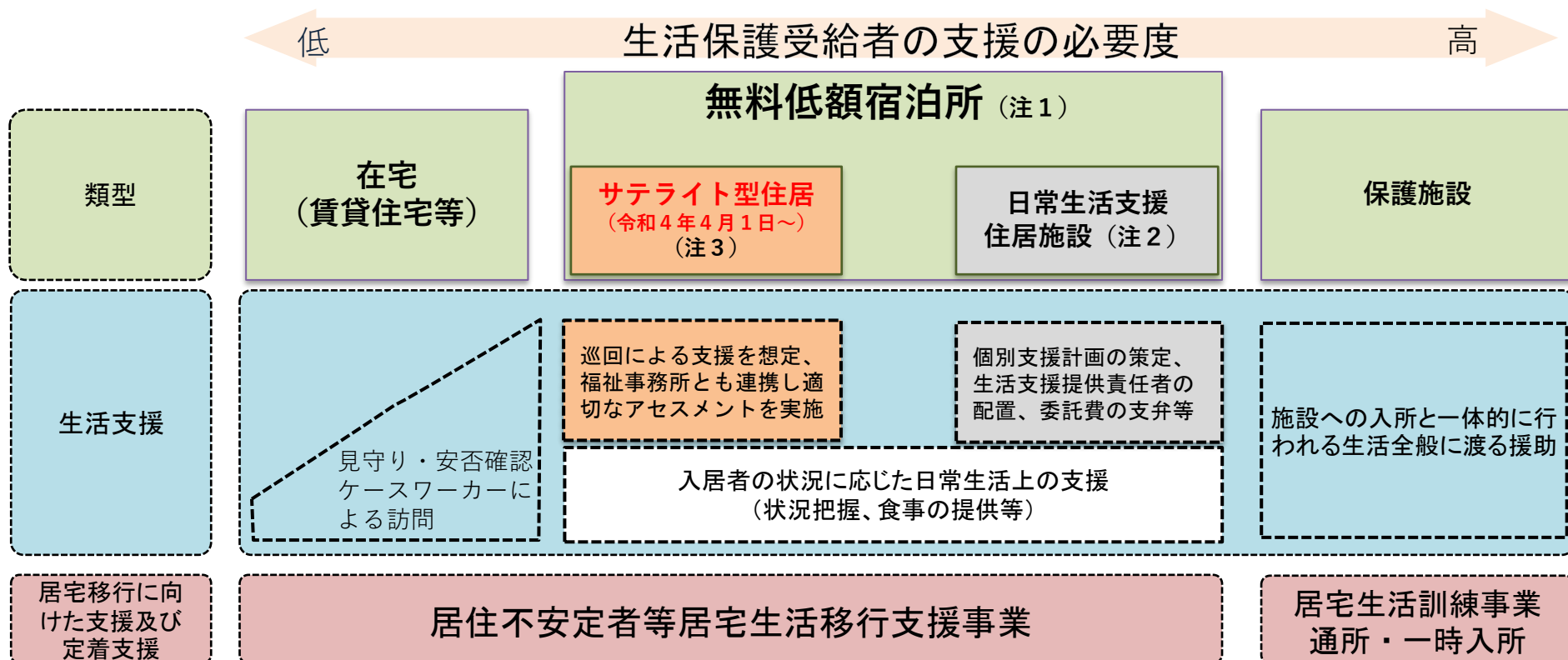
- ・無料低額宿泊所は、基本的には一時的な居住の場であることに鑑み、一般住宅等で独立して日常生活を送ることが可能かどうか常に把握し、可能な場合には円滑な退居に向けて必要な支援を行う。
- ・契約期間は1年以内(更新可)とし、契約期間終了前には利用者の意向を確認するとともに、福祉事務所等の関係機関と利用の必要性について協議する。
- ・一般住宅での生活へ移行するための準備や訓練を行うためのものとして、利用期間が1年以下で入居定員が5人未満のサテライト型住居を設置することができることとする。(※令和4年4月施行)

無料低額宿泊所（サテライト型住居）及び日常生活支援住居施設等の位置付けについて

無料低額宿泊所・サテライト型住居

無料低額宿泊所は、直ちに単身での居宅生活が困難な者に対し、居宅生活が可能な状況になるまでの間の一時的な居住の場を提供するほか、他の社会福祉施設の入所対象にならない者に対し、居宅と社会福祉施設との中間的な居住の場を提供する役割を担うものである。そのため、入居者が一般の居宅等において独立して日常生活を営むことができるか常に把握するとともに、当該入居者の希望等を勘案し、退去のための必要な援助に努めることとされている。

無料低額宿泊所に入居する者の多くは、居宅での生活歴がない若しくは明らかでない者又は住所不定者であった期間が長い者等であるが、**サテライト型住居**の入居者については、一般居宅での生活に移行する準備をしているもの等の居宅生活に近い状態像の者等を想定している。【留意事項通知(注3)】



(注1)「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」(令和元年8月19日 厚生労働省令第34号)

(注2)「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」(令和2年3月27日 厚生労働省令第44号)

(注3)「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準のサテライト型住居への適用に係る留意事項について」(令和3年8月27日 社援保発0827第1号 保護課長通知)

無料低額宿泊所のサテライト型住居について（留意事項通知）

「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」の附則により、令和4年4月1日から施行とされたサテライト型住居に関して、以下の留意事項通知を发出（令和3年8月27日）

「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」（令和元年8月19日 厚生労働省令第34号）（抄）
（サテライト型住居の設置）

- 第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として一年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。
- 2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準のサテライト型住居への適用に係る留意事項について」（令和3年8月27日付 保護課長通知）（一部抜粋）

サテライト型住居への適用開始に伴い、留意事項（別添）を踏まえた対応を依頼。参酌基準については十分参照し、標準については合理的な理由がある範囲内で、管内の無料低額宿泊所の運営状況及び地域の実情等を勘案し、省令第3章と異なる基準を規定することができる（条例）。

別添

○ 省令第3条（基本方針）関係

- ・サテライト型住居の入居者は、一般居宅での生活に移行する準備をしている者等の居宅生活に近い状態像の者等を想定。
- ・入居者本人が居宅での生活に移行する意思を明確に持つこと、居宅での生活に向けた必要な支援を行うことに関して十分な説明を行う。

○ 省令第11条（サテライト型住居の設置）関係

- ・本体施設及びサテライト型住居が所在する自治体がそれぞれ異なる場合、本体施設を所管する自治体がサテライト型住居も含め、届出受理、指導・検査等を実施。
- ・サテライト型住居の該当は、本体施設と「一体的に」運営されているかを確認し判断。運営者の同一性、会計処理、契約形態及び職員体制等を確認し判断。
- ・本体施設からサテライト型住居までの移動時間は、おおむね20分で移動できる範囲が上限。各自治体において異なる移動時間を定めることも考えられる。
- ・厚生労働省令におけるサテライト型住居を設置できる箇所数及び入居定員は、支援に支障が生じないことを考慮して上限として設定。

○ 省令第12条（設備の基準）第4項関係

- ・居室、炊事設備、洗面所、便所、浴室、洗濯室又は洗濯場の設備は、入居者が他の者と共用することなく単独で使用する（いわゆるワンルームマンション型）が望ましい。共用する場合（シェアハウス型）には、設備を共用する人数に応じてそれぞれの設備を十分に利用できるよう、適当な広さ又は数を確保することに配慮。

○ 省令第14条（入居申込者に対する説明、契約等）関係

- ・無料低額宿泊所は基本的に一時的な居住の場であるが、特にサテライト型住居の入居期間は原則として1年以下とし、1年以上の入居の継続の必要性等は本体施設以上に十分な検討が必要。

○ 省令第15条（入退去）関係

本体施設からサテライト型住居への移行に当たっては、

- ・事業者において移行予定者の状態像や生活能力等に関するアセスメントを行うとともにサテライト型住居への移行の希望等を確認。
- ・事前に事業者から保護の実施機関への相談を行い、保護の実施機関は、移行予定者とともに今後の支援方針を確認し必要に応じて保護の実施機関としての意見を付する。
- ・居宅への移行支援や定着支援に係る国庫補助事業を活用し、当該者の居宅生活を支援することも検討。

○ 省令第20条（状況把握）関係

- ・サテライト型住居の入居者の状況把握については、日常生活に通常必要と考えられる事項（金銭管理、健康管理・衛生管理、炊事洗濯等、安全管理等）が適切に行われているかの確認の必要性が特に高いことに留意。確認の方法としては、原則として居室を巡回 等

日常生活支援住居施設管理者等資質向上研修費

【令和5年度予算案】 11,370千円
実施主体：厚生労働省（委託費）

事業概要

- 日常生活支援住居施設については、令和2年度から施設の認定及び生活支援の委託が開始されるとともに、本人の状況や生活課題等を把握し、本人の抱えている課題等を踏まえた支援目標や支援計画の策定が求められる。
- これらの一連の支援業務について標準的な実施方法や支援を行う上での視点や留意点等を示し、全国の日常生活支援住居施設における支援業務の標準化を図るとともに支援の質の向上を図る必要がある。
- 支援の標準化に当たっては、令和2年度の調査研究事業（社会福祉推進事業：一般社団法人居住支援全国ネットワーク）において、研修カリキュラム及び研修テキストの開発を進めた。
- 令和5年度においても引き続き、本研修を実施することにより、日常生活支援住居施設の管理者及び生活支援提供責任者等の資質向上を目指す。

研修概要

- 全国の日常生活支援住居施設の管理者、生活支援提供責任者等への研修
※ オンラインによる開催も検討

研修カリキュラム等の内容（案）

- ・ アセスメントの方法、支援目標や個別支援計画の立て方等
- ・ 個別支援計画を作成するための留意すべき視点、記載方法等
- ・ ホームレス、刑余者、精神障害者等対象者に応じた支援の技能・知識
- ・ モニタリング、個別支援計画変更等の手法
- ・ 地域の社会資源の活用 等

（参考）

- 令和2年度
調査研究事業（社会福祉推進事業）において、研修テキストを開発するとともにパイロット研修を実施
基礎編①：令和3年2月10日 オンライン開催（受講者数：64名）
基礎編②：令和3年2月12日 オンライン開催（受講者数：82名）
応用編：令和3年2月19日 オンライン開催（受講者申込者数：104名）
※ 調査研究結果については、一般社団法人居住支援全国ネットワークHPにて公表
- 令和3年度
日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修を委託にて実施（オンライン開催）
1日目 令和3年12月10日（金）10:30～18:00
2日目 令和4年1月14日（金）10:30～17:30、令和4年1月18日（火）10:30～17:30
令和4年1月21日（金）10:30～17:30

入居者への充実した生活支援



研修カリキュラム等の検討体制等

- | | |
|-----|--|
| 委員長 | 岡田太造（兵庫県立大学客員教授） |
| 委員 | 井上雅雄（一般社団法人居住支援全国ネットワーク代表理事、弁護士、NPO法人おかやま入居支援センター理事長（岡山県指定居住支援法人）） |
| 委員 | 芝田 淳（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局長、司法書士、NPO法人やどかりサポート鹿児島理事長（鹿児島県指定居住支援法人）） |
| 委員 | 奥田知志（NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長（福岡県指定居住支援法人）） |
| 委員 | 滝脇 憲（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事、NPO法人自立支援センターふるさとの会 常務理事） |
| 委員 | 山田耕司（NPO法人抱樸常務（福岡県指定居住支援法人）） |
| 委員 | 的場由木（NPO法人すまい・まちづくり支援機構理事） |
| 委員 | 辻井正次（中京大学現代社会学部教授） |
| 委員 | 垣田裕介（大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授） |
| 委員 | 菅野 拓（京都経済短期大学講師） |
| 委員 | 今井誠二（尚綱学院大学人文社会学群教授、NPO法人仙台夜まわりグループ理事長） |
| 委員 | 立岡 学（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局次長、NPO法人ワンファミリー仙台理事長（宮城県指定居住支援法人）） |

（注）肩書きは令和2年時点

居住不安定者等居宅生活移行支援事業

令和5年度予算案：64,909,697千円の内数

事業概要

- 令和2年度第2次補正予算において、生活困窮者と生活保護受給者の住まい対策を一体的に支援する「居宅生活移行緊急支援事業」を新設。
- 支援対象者の狭間を無くすとともに、居住の確保とその後の安定した住まいを継続的に支援することを可能とし、長期化すると見込まれる居住不安定者に対する支援を実施（令和2年度第2次補正予算「居宅生活移行緊急支援事業」から継続的な実施が可能な仕組み）

事業内容

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援を実施する。

（1）居宅生活移行に向けた相談支援

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。

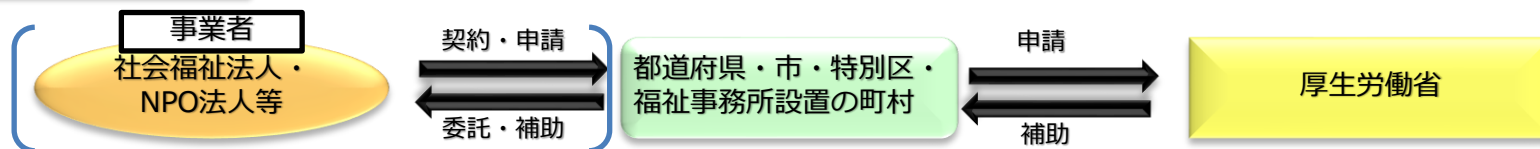
（2）居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援

居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要な応じた助言等を実施する。

（3）入居しやすい住宅の確保等に向けた取組

- ① 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組
- ② 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築

補助スキーム等



- （1）実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能）
- （2）補助率：国3／4、自治体1／4

生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について

(平成30年3月20日 厚生労働省・消防庁・国土交通省連名通知)

1. 緊急点検・防災査察等の早期実施

- **消防・建築部局**は、木造の寄宿舍等※1に係る防火安全性についての緊急点検・防災査察等を早期に実施（2月1日既出の通知に係る対応） ※1：昭和50年以前に新築された木造2階建て以上の寄宿舍又は下宿で、延べ面積150㎡以上のもの

2. 福祉部局・福祉事務所・消防部局・建築部局の連携による防火安全対策の助言等

- (1) **福祉事務所**は、生活保護受給者への訪問調査時に、未届施設（未届の無料低額宿泊所及び有料老人ホーム）やその可能性のある類似施設※2を把握した際には、助言等※3及び防火上の点検※4を実施するとともに、福祉部局と情報共有。**福祉部局**は、未届施設及び類似施設の実態把握並びに未届施設への届出励行を実施。
※2：例えば、高齢者世帯が10世帯以上あり、かつ、介護が必要な方や障害のある方が複数居住している建物で、食事提供を行っているものを中心に確認
※3：助言の内容は別紙1 ※4：点検項目は別紙2
- (2) **福祉部局**は、以下の建物についての情報を消防・建築部局に提供※5。
 - ① (1)により把握した情報を踏まえ、福祉部局が、未届施設と判断※6した施設
※6：今後、制度改正等にあわせて届出指導の対象となる判断基準を厚生労働省において示す際には、改めて情報提供に係る通知を予定
 - ② (1)により把握した情報を踏まえ、福祉部局が、類似施設であって、避難の困難性（入居者の状況※7）や防火安全性（建物や設備の状況※8）から特に助言等を行う必要があると考えるもの
※7：福祉部局・福祉事務所が把握した入居者の状況も共有 ※8：点検項目は別紙2
- (3) **福祉・消防・建築部局**は、(2)の施設（平成30年度においては、1の緊急点検・防災査察等を行っていないもの）について、必要に応じて、合同で訪問し、助言等を実施※9。
※9 特に優先して当該三部局による助言等を行う建物を、別紙2を参考として、福祉部局が中心となり選定
- (4) **福祉部局・福祉事務所**は、(1)による点検や、(3)による助言等の結果、改善が見込まれず、消防・建築部局の協力を得て、明らかに危険な建物と判断されるときは、入居者の生活実態に配慮しつつ、転居等を支援。

3. 無料低額宿泊所、有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保

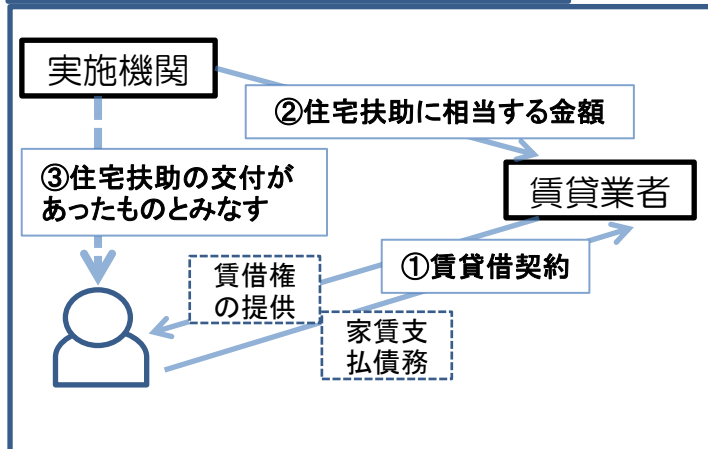
- 無料低額宿泊所、有料老人ホームの事業者に対して、防火安全対策にかかるリーフレットを送付するとともに、個々の生活保護受給者（無料低額宿泊所、有料老人ホーム以外の住まいを含む）に対しても注意喚起のためのリーフレットを順次送付。

生活保護の住宅扶助における代理納付について

住宅扶助は、福祉事務所が生活保護受給者に代わり、直接賃貸業者に家賃を弁済する代理納付が可能。
(生活保護法第37条の2)

- 住宅扶助費が家賃支払いに適確に充てられるよう、生活保護受給者に代わり福祉事務所が家主等に納付することを可能としている。
あわせて、通常、家賃と一緒に支払う共益費(生活扶助)についても代理納付を可能としている。
- 代理納付制度のより一層の積極的な活用について、平成27年に全国の地方自治体あてに通知するとともに、毎年、地方自治体の生活保護担当を参集した全国会議で周知を図っている。
- 平成29年10月に施行された改正住宅セーフティネット法において、新たに、代理納付を推進するための手続きを整備した。
 - ① 賃貸人は生活保護受給者の家賃滞納等に係る情報を福祉事務所に通知することができる。
 - ② 通知を受けた福祉事務所は、代理納付等の措置の必要性を判断するため、速やかに事実確認を行う。
- 令和2年4月より、①家賃等を滞納している場合、②公営住宅の場合、③セーフティネット住宅に新たに入居する場合には、住宅扶助について、**原則、代理納付を適用**することとした。(ただし、家主が希望しない場合、住宅扶助費が満額支給されない場合、口座振替により住宅扶助の目的が達せられる場合を除く)

住宅扶助の代理納付の仕組み



住宅扶助代理納付実施状況

調査時点	住宅扶助支給世帯数(A)	家賃全額が計上されている世帯(B)※	代理納付実施世帯数(C)	代理納付実施割合(C/A)	代理納付実施割合(C/B)
平成30年7月	1,386,639	1,219,671	322,514	23.3%	26.4%
公営住宅	245,554	235,539	147,318	60.0%	62.5%
民営の賃貸住宅	943,816	812,651	160,910	17.0%	19.8%
その他	197,269	171,481	14,286	7.2%	8.3%
令和元年7月	1,384,279	1,215,323	332,599	24.0%	27.4%
公営住宅	241,345	230,373	145,326	60.2%	63.1%
民営の賃貸住宅	941,125	810,579	173,102	18.4%	21.4%
その他	201,809	174,371	14,171	7.0%	8.1%